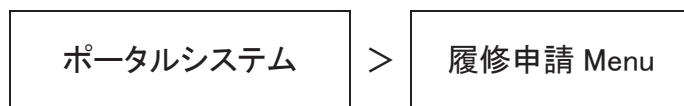

学生便覧

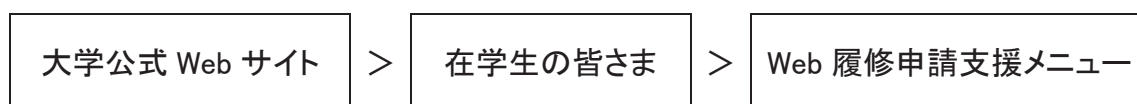
(基幹規程抜粋)

2022

※ 学生便覧のデータは、



または、



の[学生便覧・ハンドブック]のページより閲覧・印刷することができます。

 大阪産業大学 / ポータルシステム

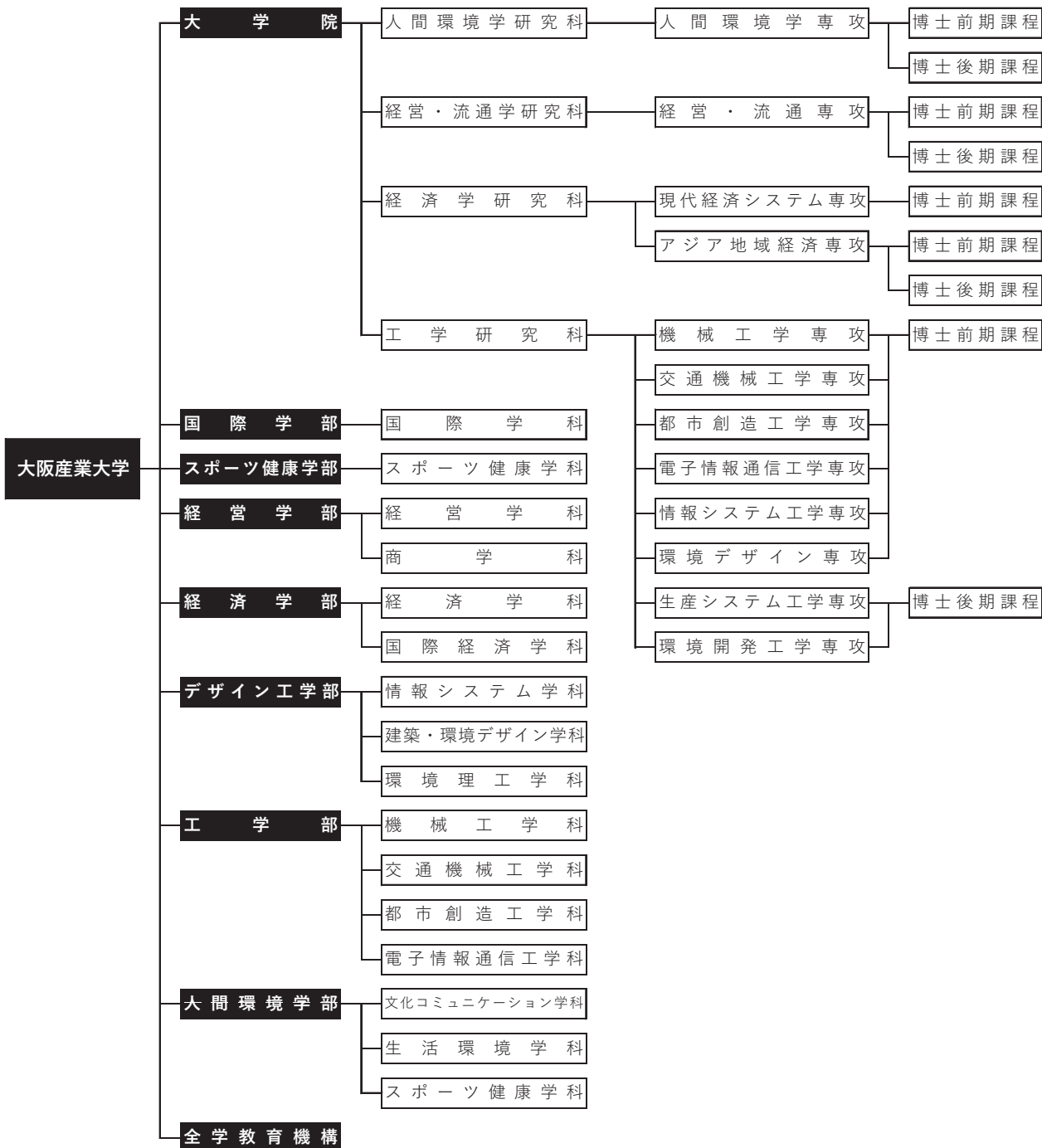
Portal-OSU

目次	1
大学／学園の組織	2

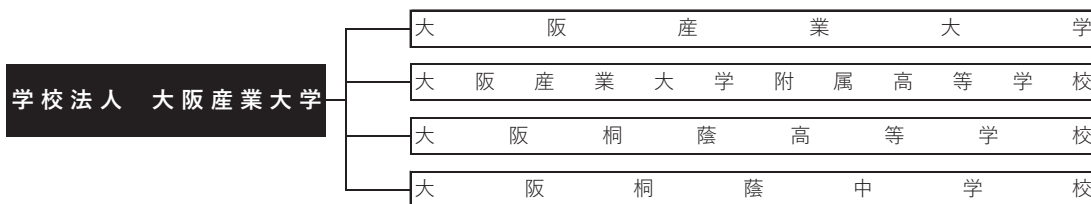
基幹規程

大阪産業大学学則	3
学部通則	23
学位規程	25
学位規程別記様式	26
国際学部修学規程	27
国際学部修学規程【別表第1】	33
スポーツ健康学部修学規程	45
スポーツ健康学部修学規程【別表第1】	51
経営学部修学規程	61
経営学部修学規程【別表第1】	69
経済学部修学規程	84
経済学部修学規程【別表第1】	91
デザイン工学部修学規程	107
デザイン工学部修学規程【別表第1】	121
工学部修学規程	145
工学部修学規程【別表第1】	157

I 大学/学園の組織



注) 人間環境学部文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科は
2017年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。



登録番号

111

○大阪産業大学学則

制 定 昭和 40 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 3 月 19 日

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪産業大学(以下「本学」という。)は教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、産業、交通に関する学術を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業、交通の発展に寄与することを目的とする。

(学部、学科)

第2条 本学に次の学部および学科を置く。

国際学部	国際学科
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科
経営学部	経営学科
	商学科
経済学部	経済学科
	国際経済学科
デザイン工学部	情報システム学科
	建築・環境デザイン学科
	環境理工学科
工学部	機械工学科
	交通機械工学科
	都市創造工学科
	電子情報通信工学科

(教育研究上の目的)

第3条 本学の学部および学科の教育研究上の目的は、次の各項および各号のとおりとする。

- 2 国際学部は、本学の建学の精神および実学的伝統に根ざし、実用的な外国語能力と確かな日本語の力を基盤とするコミュニケーション力を養うとともに、異なった文化的背景をもつ人びとと協働・共生し、地域社会と国際社会に貢献できる創造性豊かな職業人を育成することを教育研究上の目的とする。
- 3 スポーツ健康学部では「スポーツで人々を幸せに！」をスローガンに、「偉大なる平凡人たれ」の建学精神に基づき、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会に貢献できる「スポーツマインド」を有した人材の育成に資する教育・研究を行う。具体的にはスポーツ健康学科では1) 保健体育科教諭、2) スポーツ指導者、3) 健康増進活動を支援できる人材、さらには、4) 地域のスポーツ振興を担える人材を輩出することを目的とする。
- 4 経営学部は、専門知識の修得と独立心やコミュニケーション能力の向上により社会で信頼される人格形成を促進し、将来各般の産業分野で活躍できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
 - (1) 経営学科は、本学の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」に基づき、社会のさまざまな場面や役割を通して、人々の協働活動に貢献しうる下記のような人材を養成することを教育研究上の目的とする。
 1. 組織の管理や戦略活動に関する基礎知識を持つ人材。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

2. 経営活動を適切に記録、測定、分析を行いうる人材。
 3. さまざまな産業分野に関する幅広い知識を持つ人材。
- (2) 商学科は、専門知識の修得と独立心やコミュニケーション能力の向上により、経済社会システムの最適化のために最適な流通システムを構築・提案しうる能力社会で信頼される人材を育成することを教育研究上の目的とする。
- 5 経済学部は、情報化・国際化が進展し、変化の速度を速める日本および世界の経済と社会を研究分析する。それとともに、本学共通の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」の精神に基づき、自己中心的な、また功利的な考え方を捨て、他人を尊重し、社会活動に貢献できる資質を備え、変動する経済社会に対応できる人材を育成することを目的とする。
- (1) 経済学科は、情報化・国際化が進展する経済社会を対象として、経済社会システムの諸側面に注目して研究を行い、その仕組みを明らかにすることを研究上の目的とする。そしてそこで得た知見に基づいて、経済の基礎知識と経済社会の仕組みとを理解し、変容を続ける現代社会を読み解く能力を持つと共に、社会の諸課題に立ち向かい、将来を開拓する責任ある主体を育成することを教育上の目的とする。
- (2) 国際経済学科は、経済社会の情報化・国際化が進展する日本および世界の経済社会を対象とし、多様性と普遍的価値の調和をめぐる諸課題を解明することを研究上の目的とする。そしてその成果をもって、建学の精神に照らして実直な努力を尊ぶ精神と経済学の学識とを融合し、私心を去って現場主義を貫き、一体化・流動化が進む国際社会を先導する力を持った人材を輩出することを教育上の目的とする。
- 6 デザイン工学部では、「人と環境にやさしいモノづくり」をテーマに、芸術的なセンスとテクノロジーの両面に渡ってデザイン教育を追求する。要するに、情報工学・建築工学・環境工学に基づくエンジニアリング・デザインに関する学術と、情報システム・環境・生活空間を含む「ものづくり」に関する構想力・創造力・表現力に伴う技術を身につけるためのデザイン教育を教育研究上の目的とする。また、社会のニーズを的確に捉え、デザイナーとしての感性とエンジニアとしての技術をあわせ持った人材を育成することを目的とする。
- (1) 情報システム学科は、高度情報化社会において重要となる「人に優しい」感性的な評価の情報処理を基に、ネットワーク、組込みシステム、Web システム、感性デザイン、CG・アニメーションといった情報システム産業に関わる基礎技術の教育研究を実施する。また、コンテナ系とコンテンツ系の諸技術を新しい視点から科学的に探求し、高度情報化社会に貢献できる応用能力と実践能力を備えた人材を養成することを目的とする。
- (2) 建築・環境デザイン学科は、科学技術革新の急速な展開、社会環境の変貌が進んでいる現在社会において、広く社会に通じるデザインの諸問題を見出し、横断的な視点からの問題解決への提言をおこなう能力が重要となってきた。そこで、このような社会に対応した、美・アメニティ・機能を備える持続可能な環境・空間・モノを、広い視野、豊かな感性、確かな技術力・想像力に基づいてデザインし、より良い生活環境を創出できるような能力を身につけるための総合的な教育研究を実施する。
- (3) 環境理工学科は、水、大気および土壌の環境保全およびその改善技術、生物多様性と健全な生態系の保全、地球環境科学および持続可能な社会のしくみづくりについて考究し、工学および理学に立脚した環境学の体系を総合的に教育研究する。すなわち、みどり豊かな地域環境と健全な生態系の保全、自然と共生する持続可能な社会をデザインすることができる人材を養成することをめざし、サイエンスに対する探究心と専門性を有する人材を育成するとともに、グローバルな環境問題からローカルな環境問題までの課題解決にむけた行動力と環境マネジメント力、実践的な環境技能を育成することを教育研究上の目的とする。
- 7 工学部は、自然環境と人間社会との健全かつ永続的な調和と共生を基に、与えられた環境の中で応用力と柔軟な発想で個性豊かな創造力とユニバーサルな視点をもって最善の努力ができる人材を育成することを人材養成上の目的とする。
- (1) 機械工学科は、まず、機械を構成している基礎的な原理や理論、さらに設計と製作に関する技術を十分に身につけさせる。その上で、グローバルな視点で、機械工学に対する社会からの要求を的確

に理解し、周囲の人間と協調性を持ちながら未知の課題に対して主体的な取り組みができる技術者としての人材を育成することを教育の目的とする。

- (2) 交通機械工学科は、自動車、鉄道、航空機、船舶など個々の輸送機械のみならず、それらを効率的に機能させる制御および管制のネットワークも含めた幅広いシステムについて探究する。これらの教育・研究により、交通機械とそのシステムに関する研究開発や実務に対応できる専門能力と、交通機械と人のつながりを多面的に考察し、環境問題や人々の福祉にも貢献できる能力を修得させることを教育目的とする。
- (3) 都市創造工学科は、自然と人間との健全かつ永続的な調和と共生のもとで都市創造について幅広く考えることができ、社会に与える影響力の重要性と社会的責任とを理解・自覚し、良識と高い倫理感、かつ国際的視野をもって、自主的に課題を探求し、周りにも働きかけ、自らも解決策を見出し実践することを念頭に置き、実務的な事柄を着実に遂行できる能力を修得させることを教育目的とする。
- (4) 電子情報通信工学科は、高度情報化社会を支える電子・情報・通信工学分野の基礎的素養と幅広い知識・技術を習得し、関連する分野の未来と変遷する社会ニーズに柔軟に対応でき、豊かな想像力と実学を有した人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(入学定員、3年次編入学定員および収容定員)

第5条 本学の学部属する学科の入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、別表第1のとおりとする。

(修業年限)

第6条 本学の学部の修業年限は4年とする。

2 学部の同一学科においては、休学期間を除き、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、経済学部においては、学科配属前の期間を含む。

3 第24条による留学期間のうち、1ヵ年以内は、修業年限に算入することができる。

(修業年限の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、本学の学部に3年以上在学した者が、卒業要件単位を優秀な成績で修得し、別に定める基準を満たしたと認める場合には、その卒業を認めることができる。

第2章 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 国際学部、スポーツ健康学部は、4年間で8セメスターに区分し、各学年の前期を奇数セメスター、後期を偶数セメスターとする。

奇数セメスター 4月1日から9月20日まで

偶数セメスター 9月21日から翌年3月31日まで

2 経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部は、学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、学長は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学園の創立記念日 11月1日

(4) 春期休業 2月22日から3月25日まで

(5) 夏期休業 7月27日から9月14日まで

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(6) 冬期休業 12月22日から翌年1月7日まで

2 前項の休業日については、学長は教授会の議を経て、変更することができる。

第3章 入学、学籍および留学等

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 第1年次に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、その年度の入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者、または通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(編入学)

第13条 本学の各学部においては、第3年次に編入学させることができる。

2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- (1) 大学院を修了した者または大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者または高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上）を修了した者
- (4) 大学に2年以上在学し、62単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者
- (5) 外国において本邦の高等教育課程と同等の課程を修了した者
- (6) 本学が指定する外国の高等教育機関において、前第4号に定める者と同等の資格を取得したと認定された者
- (7) 高等学校の専攻科（修業年限2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

3 編入学の試験その他に関しては、別に定める。

(再入学)

第14条 本学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- (1) 自己の都合により本学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者
- (2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に除籍取消期間満了後3年を超えない者

2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えても再入学の出願を認めることができる。

3 退学または除籍前の学部の学科と異なった学部の学科に再入学することはできない。ただし、経済学部においては、退学または除籍前の学部または学部の学科に再入学することとする。

4 再入学の試験その他に関しては、別に定める。

(転入学)

第15条 学部または学部の学科に欠員があるときは、他大学に在学中の者を、所定の試験を行い、転入学させることができる。

2 転入学の試験その他に関しては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第16条 本学に現に在籍している者は、本学の大学院、2以上の学部学科および他の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上）または高等学校の専攻科（修業年限2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）に在籍することができない。

（転籍等）

第17条 本学に在学中の者で、学部変更、転科（以下「転籍等」という。）を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

2 転籍等については、第1年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。

3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

（入学手続）

第18条 入学試験（編入学試験、再入学試験および転入学試験を含む。）に合格した者が、所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかつた者にたいしては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

（退学）

第19条 病気その他のやむを得ない理由で退学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第20条 病気その他の理由で休学しようとする者は、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、休学期間は通算して3年を超えることはできない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て許可するものとする。

3 前項による休学の許可は、休学願い出の時からその年度の終わりまでとする。ただし、特別の事情があるときは、年度を超えて許可することができる。

4 休学期間中の授業料および教育環境充実費は徴収しない。ただし、学期の途中から休学する者にたいしては、その学期の授業料および教育環境充実費は全額徴収する。

5 休学期間中の在籍料を徴収する。在籍料については別に定める。

（復学）

第21条 休学期間の途中で休学理由が消滅したときは、所定の手続きをとり、教授会の議を経て、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学者の修学条件は、その者が入学した年度のものを適用する。

3 学期の途中で復学した者にたいしては、その学期の授業料および教育環境充実費は全額徴収する。

（欠席）

第22条 病気その他の理由で欠席しようとする者は、所定の手続きにより、届け出なければならない。

（除籍）

第23条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

(1) 学費を納入期限を超えても納めないとき

(2) 長期にわたって欠席し、または病気その他の理由で成業の見込みのないと認めたとき

(3) 在学期間が、第6条第2項に定める期間を超えたとき

(4) 死亡したとき

2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヵ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヵ月の猶予期間を認める。

（退学勧告）

第23条の2 学長は学業不振で成業の見込みがない者に対し、当該学生が所属する学部の教授会の議を経て退学勧告を行うことができる。

2 退学勧告は、別に定めるGPA制度の取扱いに関する規程に基づき行う。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(留学および短期語学研修生の取り扱い)

- 第24条** 学生が、協定または認定する外国の大学に留学を希望するときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または本学の海外教育施設等に短期語学研修生として学修する場合に準用する。
- 3 第1項の留学および前項の短期語学研修生に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法および課程修了の認定

(教育課程)

- 第25条** 学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 各学部の授業科目の分類、名称および単位数は、別に定める。
- 3 授業科目によっては、教授会の議により、年度によって開講しないことがある。

(授業の方法)

- 第25条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 第2項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(単位)

- 第26条** 各学部の授業科目に対する単位数は、次の基準に基づき、教授会の議を経て、定めるものとする。
- (1) 講義および演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および製図については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実験(製図等)を含む科目および演習を含む科目ならびに卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切とみられる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

(履修方法)

- 第27条** 学部の学科は、教育上の区分として、専攻分野別の履修コースを置くことができる。
- 2 専攻分野別の履修コースおよび授業科目の履修方法については、別に定める。

(授業科目修了の認定)

- 第28条** 授業科目修了の認定は試験その他適切な方法による。
- 2 試験の実施に関しては、別に定める。
- 3 第1項により修了の認定を得た者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準等)

- 第29条** 授業科目の成績の評価は、その授業の方法、内容および計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示し、当該基準にしたがって行うものとする。
- 2 成績評価については、以下のとおりとする。

点数	評価	
100点～90点以上	S (秀)	合格
90点未満～80点以上	A (優)	
80点未満～70点以上	B (良)	
70点未満～60点以上	C (可)	
60点未満	D (不可)	不合格
成績評価に至らない	*	

(卒業資格)

第30条 卒業資格は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て、学部長が認定する。

- (1) 本学に休学期間を除き4年以上（編入学生においては2年以上）在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得した者
- (2) 本学に休学期間を除き3年以上在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められた者

2 学長は、前項により卒業資格を認定された者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学士の学位授与)

第31条 前条により卒業した者は、次の区分にしたがい学士の学位を授与する。

- 学士 (国際学)
- 学士 (体育学)
- 学士 (経営学)
- 学士 (経済学)
- 学士 (工学)
- 学士 (理工学)

2 学位および学位の授与については、本学則のほか、別に定める大阪産業大学学位規程による。

(教職課程)

第32条 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

2 本学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第2のとおりとする。

3 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および取得すべき単位等必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第24条により定める大学において、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前項により与えることのできる単位数は、第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学におい

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

て履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 学費および学費以外の費用 (学費等)

第36条 学費および学費以外の費用は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、第43に定める外国人留学生の学費は、別表第4のとおりとする。
- 3 学費および学費以外の費用を一たん納入した後は、一切返還しない。ただし、一般入学試験合格者に限り、入学金以外の納付金は申請により、期限つき返還とする。
(学費の納入)

第37条 学費は、所定の期限までに納入しなければならない。

- 2 学費の納入については、別に定める。

第6章 職員組織、教授会および協議会 (職員組織)

第38条 本学に、学長を置く。学長は、本学を統轄する。

- 2 本学に、副学長を置く。副学長は、別に定める大阪産業大学副学長および学長補佐規程第4条に定める職務を遂行する。
- 3 本学に、教授、准教授、講師、助教および助手を置く。
- 4 本学に、事務職員等を置く。
- 5 本学に、教務助手および技術職員を置く。

(教授会)

第39条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、教育研究に関する次の事項を審議する。
 - (1) 学部長、全学教育機構長および協議会協議員ならびに各種委員会委員の選出に関する事項
 - (2) 各学部および全学教育機構（以下「学部」という。）に関する諸規程の制定および改廃に関する事項
 - (3) 学科、専攻の設置、廃止および変更に関する事項
 - (4) 学生の成績評価に関する事項
 - (5) 学生の厚生および補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教育および研究に関する事項
 - (8) 学部の事業計画および予算申請に関する事項
 - (9) 学科目の種類および編成に関する事項
 - (10) 学生の入学、退学、休学、復学、転部および卒業その他学生の身分に関する事項
 - (11) 学位の授与に関する事項
 - (12) 教育職員の人事に関する事項
 - (13) 学長より諮問された事項
 - (14) その他、学部の運営上重要な事項
- 3 教授会は第2項9号から第13号の事項について、審議を経て学長に意見を述べるものとする。
- 4 教授会の構成員は、別に定める大阪産業大学教授会規程による。

(協議会)

第40条 本学に、協議会を置く。

- 2 協議会は、教育研究に関する次の事項を審議する。
 - (1) 学則および学内諸規程の制定、改廃に関する事項

- (2) 学部、学科の設置、廃止および変更に関する事項
 - (3) 主要な施設の設置、廃止および変更に関する事項
 - (4) 教育職員の人事に関する各学部共通の事項
 - (5) 教学に関する各学部共通の事項
 - (6) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
 - (7) 予算の編成執行の基本方針に関する事項
 - (8) 学長より審議要請された事項
 - (9) その他、本学の運営上重要な事項
- 3 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および取得すべき単位等必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生および研究生

(科目等履修生)

第41条 本学の特定の授業科目について科目等履修を志願する者があるときは、本学学生の修学に妨げのない限り、選考の上、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
- 3 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け合格した場合には、単位を与える。
- 4 科目等履修に要する費用等は、別表第3のとおりとする。
- 5 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者および卒業見込の者またはそれらと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
- 3 研究期間は、6ヵ月または1ヵ年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究料は、別表第3のとおりとする。
- 5 研究生に関する規程は、別に定める。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 外国人であって、第12条各号および第13条各号のいずれかに該当するものが入学を志願したときは、選考の上、外国人留学生として入学させることができる。

- 2 外国人留学生は、学則、外国人留学生規程およびその他の規程を適用する。

(短期外国人留学生)

第44条 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の学生について所定の期間に限り受け入れを要請された場合は、または、海外の大学に在籍する学生が本学への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

- 2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

第9章 付置施設および厚生施設

(付置施設)

第45条 本学に、次の付置施設を置く。

- (1) 総合図書館
- (2) 産業研究所

- 2 前項の付置施設の運営については、別に定める。

(福利厚生施設)

第46条 本学に、次の福利厚生施設を置く。

- (1) セミナーハウス

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

- (2) 医務室
- (3) 食 堂
- (4) その他

2 前項の諸施設の運営については、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第47条 学生で、他の学生の模範となる者、または本学の榮譽を高めた者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第48条 本学の学則その他諸規程に違反し、または本学の体面を汚し、あるいは学校教育法施行規則第26条の規定に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 雑則

(学生生活)

第49条 本学の学生として、学生生活を送るうえに必要な規則は、別に定める。

(学生部委員会)

第50条 学生に対する助言および補導のため、学生部委員会を置く。

2 学生部委員会に関しては、別に定める。

(規程の適用)

第51条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

第52条 この学則および本学が定めるその他諸規則（以下、「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を本学公式サイトに記載し、インターネットによる公表の方法により周知する。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日)

(施行期日)

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第52条については、現に在学する学生にも適用する。

2 第5条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際学部	国際学科	417名	414名	419名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	617名	614名	619名
経営学部	経営学科	1,205名	1,205名	1,210名
	商学科	795名	800名	810名
経済学部	経済学科	1,015名	1,010名	1,010名
	国際経済学科	965名	985名	1,010名
デザイン工学部	情報システム学科	424名	424名	424名
	建築・環境デザイン学科	439名	450名	461名
	環境理工学科	337名	334名	349名
工学部	機械工学科	424名	424名	424名
	交通機械工学科	474名	449名	424名
	都市創造工学科	384名	394名	404名
	電子情報通信工学科	404名	404名	404名
計		7,900名	7,907名	7,958名

2 工学部土木工学科名称変更に伴う経過措置

工学部土木工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、土木工学科は、平成16年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

3 工学部機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースの学生募集停止に伴う経過措置

工学部機械工学科および同交通機械工学科のコース制は、平成17年4月1日から廃止する。ただし、工学部機械工学科昼間コース・夜間主コースおよび同交通機械工学科昼間コース・夜間主コースは、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースは、平成17年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

4 工学部電気電子工学科名称変更に伴う経過措置

工学部電気電子工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、電気電子工学科は、平成18年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

5 工学部環境デザイン学科名称変更に伴う経過措置

工学部環境デザイン学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、環境デザイン学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

6 人間環境学部文化環境学科および都市環境学科名称変更に伴う経過措置

人間環境学部文化環境学科および都市環境学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、文化環境学科および都市環境学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

7 経営学部流通学科名称変更に伴う経過措置

経営学部流通学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、流通学科は、平成23年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

8 工学部情報システム工学科および建築・環境デザイン学科の学生募集停止に伴う経過措置

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

工学部情報システム工学科および建築・環境デザイン学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、情報システム工学科および建築・環境デザイン学科は、平成24年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

9 人間環境学部文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科の学生募集停止に伴う経過措置

人間環境学部文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科は、平成29年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

別表第1 入学定員、3年次編入学定員および収容定員

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
国際学部	国際学科	105名	2名	424名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	155名	2名	624名
経営学部	経営学科	300名	5名	1,210名
	商学科	200名	5名	810名
経済学部	経済学科	250名	5名	1,010名
	国際経済学科	250名	5名	1,010名
デザイン工学部	情報システム学科	105名	2名	424名
	建築・環境デザイン学科	116名	2名	468名
	環境理工学科	85名	2名	344名
工学部	機械工学科	105名	2名	424名
	交通機械工学科	105名	2名	424名
	都市創造工学科	100名	2名	404名
	電子情報通信工学科	100名	2名	404名
計		1,976名	38名	7,980名

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

別表第2 教育職員免許状の種類および免許教科 (大阪産業大学学則)

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
経営学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商 業
	商学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民 商業
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史
	国際経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
デザイン工学部	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状	情 報
		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
	建築・環境デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	美 術 工 芸 工 業
		中学校教諭一種免許状	美 術
	環境理工学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工 業
	交通機械工学科		
	都市創造工学科		
	電子情報通信工学科	高等学校教諭一種免許状	工 業 情 報
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状		数 学	

別表第3 (大阪産業大学学則)

1 学費

(1) 入学金

(単位 円)

学部等	国際学部 国際学科	スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
項目						
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金	10,000					

(注) 人間環境学部への再入学および編入学の場合も上記の金額を適用する。

(2) 授業料

【平成27年度以前入学者】

(単位 円)

学部等	人間環境学部		経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
	文化コミュニケーション 学科 生活環境学科	スポーツ 健康学科				
項目						
年額	752,000	888,000	740,000	740,000	1,024,000	1,024,000

【平成28年度入学者】

(単位 円)

学部等	人間環境学部		経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
	文化コミュニケーション 学科 生活環境学科	スポーツ 健康学科				
項目						
年額	734,000	865,000	721,000	721,000	996,000	996,000

【平成29年度以降入学者】

(単位 円)

学部等	国際学部 国際学科	スポーツ 健康学部 スポーツ 健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	792,000	904,000	792,000	792,000	1,060,000	1,060,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(3) 教育環境充実費

【平成 27 年度以前入学者】

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	199,000	271,000	189,000	189,000	327,000	327,000

【平成 28 年度入学者】

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	195,000	265,000	185,000	185,000	319,000	319,000

【平成 29 年度以降入学者】

(単位 円)

学部等 項目	国際学部	スポーツ健康学部	経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部	
	国際学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科	
年額	入学年度	52,000	77,000	40,000	40,000	129,000	129,000
	2年目以降	274,000	331,000	259,000	259,000	391,000	391,000

2年次以降の授業料・教育環境充実費については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案してスライド制を実施する。

(注) ①上記授業料・教育環境充実費は全学生に適用する。ただし、在学年数が4年を超える学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)および2年を超える編入学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

(注) ②前項ただし書きの適用にあたり、第2年次以上に在籍する者があらためて第2年次へ転籍等をする場合は、4年を超えるという条件に拘らず、転籍等後の所属学部・学科において修業年限を越えた時点から適用する。

(4) 科目等履修料および研究料 (単位 円)

項目		金額
科目等履修料	1 単位	10,000

(単位 円)

項目		金額	
研究料	人間環境学部 国際学部 スポーツ健康学部	6 カ月	150,000
	経営学部 経済学部	1 カ年	300,000
	デザイン工学部	6 カ月	200,000
	工学部	1 カ年	400,000

(5) 在籍料 (単位 円)

項目		金額
在籍料	年額	120,000

※在籍料は平成 31 年度入学者より適用する。

2 学費以外の費用

(1) 検定料 (単位 円)

項目	金額
入学検定料	35,000
入学検定料 (WEB 出願)	30,000
大学入学共通テスト利用入試 入学検定料 (2 出願まで)	10,000
日本留学試験利用入試 入学検定料 (4 出願まで)	30,000
日本留学試験利用指定校推薦入試 入学検定料	10,000
併願の入学検定料 (公募推薦入試・一般入試・ 大学入学共通テストプラス方式入試)	3,000
大学入学共通テスト利用入試 入学検定料 3 出願目以降の併願 (1 併願ごと)	5,000
研究生検定料	30,000
科目等履修生検定料	15,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

別表第4 (大阪産業大学学則)

外国人留学生学費

(1) 入学金

(単位 円)

学部等	国際学部 国際学科	スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
項目						
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金	10,000					

(注) 人間環境学部への再入学および編入学の場合も上記の金額を適用する。

(2) 授業料

【平成26年度以前入学者】

(単位 円)

学部等	人間環境学部		経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科				
項目						
年額	951,000	1,159,000	929,000	929,000	1,351,000	1,351,000

【平成27年度入学者】

(単位 円)

学部等	人間環境学部		経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科				
項目						
年額	752,000	888,000	740,000	740,000	1,024,000	1,024,000

【平成28年度入学者】

(単位 円)

学部等	人間環境学部		経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科				
項目						
年額	734,000	865,000	721,000	721,000	996,000	996,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

【平成 29 年度以降入学者】

(単位 円)

学部等 項目	国際学部	スポーツ健康学部	経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
	国際学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	792,000	904,000	792,000	792,000	1,060,000	1,060,000

(3) 教育環境充実費

【平成 27 年度入学者】

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	199,000	271,000	189,000	189,000	327,000	327,000

【平成 28 年度入学者】

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額	195,000	265,000	185,000	185,000	319,000	319,000

【平成 29 年度以降入学者】

(単位 円)

学部等 項目	国際学部	スポーツ健康学部	経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部	
	国際学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科	
年額	入学年度	52,000	77,000	40,000	40,000	129,000	129,000
	2年目以降	274,000	331,000	259,000	259,000	391,000	391,000

2 年目以降の授業料・教育環境充実費については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案してスライド制を実施する。

(注) 上記授業料・教育環境充実費は全外国人留学生に適用する。ただし、在学年数が 4 年を超える外国人留学生（外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。）の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

（4）科目等履修料および研究料

別表第3と同額とする。

（5）在籍料

別表第3と同額とし、平成31年度入学者より適用する。

登録番号

111-1

○大阪産業大学学部通則

制 定	昭和47年12月23日
最近改正	令和4年3月2日

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）の実施に関する各学部の通則は、別に定めあるものを除き、この通則の定めるところによる。

第2条 （削除）

第3条 学則第13条から第15条までに定める編入学、再入学および転入学（以下「編入学等」という。）の志願者は、次の書類を、所定の検定料（再入学志願者は除く。）とともに、期限までに提出するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業または修了証明書、成績証明書および各科目の単位数の配当時間表
- (3) 再入学できることを証明する書類（再入学志願者に限る。）

第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

- 2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。
- 3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。
 - (1) 国際学部においては、小論文とする。
 - (2) スポーツ健康学部においては、小論文および体育実技とする。
 - (3) 経営学部においては、小論文および外国語（英語）とする。
 - (4) 経済学部においては、小論文と、外国語（英語）または数学とする。
 - (5) デザイン工学部においては、情報システム学科は数学および外国語（英語）とし、建築・環境デザイン学科および環境理工学科は小論文および外国語（英語）とする。
 - (6) 工学部においては、数学および外国語（英語）とする。

4 編入学生の単位認定は、科目ごとの単位認定は行わず、入学前の修得単位をもって当該学部学科が指定した所要の単位を修得したものとみなす。ただし、スポーツ健康学部スポーツ健康学科および工学部都市創造工学科にあっては、この限りでない。

5 再入学および転入学を許可された者のすでに修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

6 再入学は、退学または除籍となった当時の年次に入学するものとし、学科試験は省略することができる。

7 転入学試験に合格した者は、入学手続の際、必ず以前に在学していた大学の退学証明書を提出すること。提出なき場合は入学を許可しない。

第5条 編入学等（再入学を除く。）を許可された者の入学金は、その年度の新入生と同額とするが、授業料は入学を許可された年次のものを準用する。ただし、編入学の入学金については、別途定める。

第6条 学則第17条に定める学部変更、転科（以下「転籍等」という。）とは次のものをいう。

- (1) 学部変更…所属学部から他学部への移行
- (2) 転科…同一学部内における他学科への移行

2 転籍等の志願書受理期間は、受理開始の1ヵ月前（1月中旬）に告示する。

3 転籍等の志願する者は、前項の期間内に、志願書（様式第1号）の交付を受け所定の手数料とともに、教務課経由学長に志願書を提出するものとする。

1 学則・奨学関係 (111-1 大阪産業大学学部通則)

- 4 転籍等の志願者については、試験の成績および過去の成績を総合して、教授会において、合否を決定する。不合格者は従来どおり在籍させる。
 - 5 前項の試験は、第4条に定める学科試験および面接試験とする。ただし、学科試験は省略することができる。
 - 6 転籍等の志願者が、志望した年次には合格できないが年次を下げれば合格となるときは、本人の希望により、年次を下げ合格とすることができる。この場合の授業料および修学の条件等は、合格となった年次の学生と同一に取り扱う。
 - 7 転籍等をする前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。
 - 8 合格手続きの際に、本人の申し出により、すでに修得した専門教育科目のうち4単位までを、自由科目として卒業要件単位に算入することができる。
 - 9 合格発表後は、転籍等の取り下げは一切認めない。
- 第7条** 学則第18条に定める入学手続は、合格通知の際、指示する。
- 第8条** 学則第19条に定める退学の願い出は、退学願(様式第2号)を保証人連署のうえ、学生証とともに教務課経由学長に提出するものとする。
- 第9条** 学則第20条に定める休学の願い出は、在籍料を納入し、休学願(様式第3号)を教務課経由学長に提出するものとする。
- 2 学則第20条第3項ただし書きにより許可を受けたときは、年度が変わるごとに在籍料を納入し、休学願を提出するものとする。
 - 3 休学期間が満了したときは、その翌日復学したものとして取り扱う。
- 第10条** 学則第21条に定める復学の願い出は、復学願(様式第4号)を保証人連署のうえ、復学できることを証明する書類とともに、教務課経由学長に提出するものとする。
- 第11条** 学則第22条に定める欠席の届出は、引き続き1週間以上欠席するとき、欠席届(様式第5号)を教務課経由学長に提出するものとする。
- 第12条** 学則第23条第1項第1号に定める除籍の時期は、納付済の授業料および教育環境充実費の有効最終日の翌日とし、除籍通知はその日付をもって行う。
- 第13条** 学則第23条第1項第2号に定める成業の見込みのない者の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
- 第14条** 学則第23条第2項に定める除籍の取消しの願い出の期間は、授業料延納者をふくめて、すべて学費納入規程第3条第2項本文に定める納入期限の翌日から起算する。
- 2 除籍取消しの願い出は、除籍取消願(様式第6号)を保証人連署のうえ、滞納授業料、除籍取消手数料および除籍通知とともに、教務課経由学長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日)

(施行期日)

この通則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日)

(施行期日)

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日)

(施行期日)

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

登録番号

115

○大阪産業大学学位規程

制 定

平成 4 年 3 月 5 日

最近改正

平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪産業大学学則第 31 条第 2 項に基づき、本大学において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学士の学位授与)

第 2 条 本大学の学則に基づき、所定の課程を修めた者に対し、学士の学位を授与する。

2 本大学において授与する学士の種類は、次の通りとする。

国際学部	国際学科	学士	(国際学)
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	学士	(体育学)
経営学部	経営学科	学士	(経営学)
	商学科	学士	(経営学)
経済学部	経済学科	学士	(経済学)
	国際経済学科	学士	(経済学)
デザイン工学部	情報システム学科	学士	(工学)
	建築・環境デザイン学科	学士	(工学)
	環境理工学科	学士	(理工学)
工学部	機械工学科	学士	(工学)
	交通機械工学科	学士	(工学)
	都市創造工学科	学士	(工学)
	電子情報通信工学科	学士	(工学)

3 学位授与の時期は、次の通りとする。

国際学部	毎年 3 月または 9 月
スポーツ健康学部	毎年 3 月または 9 月
経営学部	毎年 3 月または 9 月
経済学部	毎年 3 月または 9 月
デザイン工学部	毎年 3 月または 9 月
工学部	毎年 3 月または 9 月

(学士簿)

第 3 条 学長は、学士の学位を授与したとき、学士簿に登録する。

(学位記様式)

第 4 条 卒業証書・学位記の様式は、別記様式 1 の通りとする。

(事務の所管)

第 5 条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 31 条に定める学士の学位授与については、平成 3 年度に卒業した者から適用することができる。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

第 号

学
割
印



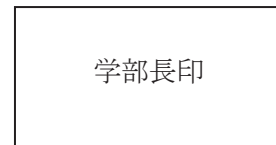
卒 業 証 書
学 位 記 記

氏名
年 月 日生

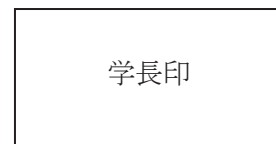
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め
学士(〇〇〇学)の学位を授与する

年 月 日

大阪産業大学〇〇学部長 氏 名



大阪産業大学学長 氏 名



登録番号

131-6

○大阪産業大学国際学部修学規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 3 月 2 日

第 1 章 総則

第 1 条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第 27 条、第 28 条および第 29 条に基づく国際学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第 2 条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

第 3 条 授業科目のうち特定のを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第 14 条第 3 項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

第 4 条 最終学年において、「ゼミナール 3」および「ゼミナール 4」の審査に合格しなければならない。

2 「ゼミナール 4」をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第 5 条 履修分野を英語分野、日本語分野、中国語分野および国際・地域研究分野に分ける。

なお、各分野の履修方法は別に定める。

第 2 章 履修申請

第 6 条 履修申請は、セメスターごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。
なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に 2 科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第 1 号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第 7 条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第 7 条の 2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第 8 条 前 3 条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第 3 章 履修制限

第 9 条 1 年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 1 セメスターあたり上限 24 単位で 1 年間 48 単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

ハ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第 10 条 科目の履修および卒業見込証明書発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 「ゼミナール 3」を履修するためには、前年度修了時点において、卒業要件単位数の修得単位数が 86 単位以上でなければならない。なお、編入学生は、卒業要件単位数の修得単位数が 24 単位以上

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

でなければならない。

- (2) 「ゼミナール4」を履修するためには、原則として「ゼミナール3」をあらかじめ修得していなければならない。

なお、「ゼミナール3」および「ゼミナール4」を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

- 2 卒業見込証明書は、4年次において「ゼミナール3」の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

- (1) 総合教育科目は、次により24単位以上とする。

イ「国際学概論」は必修とする。

ロ「日本事情1」および「日本事情2」は留学生のみ必修とする。

ハ 言語文化科目は必ず2か国以上を選択し、合わせて12単位以上を修得すること。

なお、留学生は日本語8科目8単位を必修とし、その他の言語（ただし、母語は履修できない）と合わせて12単位以上を修得すること。

- (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、70単位以上とする。なお、選択必修として、専門演習科目と研究科目の同一分野から22単位以上を修得しなければならない。

- (3) 実践教育科目は、6単位以上とする。

- (4) 他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

総合教育科目	教養教育科目	学際領域	2単位（「国際学概論」は必修）	24単位以上	124単位	学士（国際学）	
		人文科学					
		社会科学					
		自然科学					
		日本文化					4単位（留学生に限る）
		人間教育					
		身体科学					
	言語文化科目	英語	2か国語以上 12単位以上				
		中国語					
		ドイツ語					
		フランス語					
		朝鮮語					
日本語		8単位（留学生に限る）					
専門教育科目	国際学部共通科目	国際理解	専門演習科目と研究科目の同一分野から 22単位以上選択必修	70単位以上 （自由科目8単位を含む）			
		言語文化					
		現代の社会と文化					
		人間の心理					
	専門演習科目	英語分野					
		日本語分野					
		中国語分野					
		国際・地域研究分野					
	研究科目	英語分野					
		日本語分野					
中国語分野							
国際・地域研究分野							
卒業プロジェクト		8単位以上					
実践教育科目		6単位以上					
4年以上在学							

3 学則第 13 条に定める 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

- (1) 総合教育科目は、「国際学概論」必修 2 単位を含めて、2 単位以上とする。
- (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、52 単位以上とする。ただし、卒業プロジェクトから「ゼミナール 3」および「ゼミナール 4」を含めて、8 単位以上を修得しなければならない。また、選択必修として、専門演習科目と研究科目の同一分野から 22 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取扱い、上限を 4 単位とする。
- (4) 「入門演習 1」および「入門演習 2」は、履修することができない。

総合教育科目	教養教育科目	学際領域	2 単位（「国際学概論」は必修） 留学生に限る	2 単位以上	62 単位	学士（国際学）
		人文科学				
		社会科学				
		自然科学				
		日本文化				
		人間教育				
		身体科学				
	言語文化科目	英語	留学生に限る			
		中国語				
		ドイツ語				
		フランス語				
朝鮮語						
専門教育科目	国際学部共通科目	国際理解	52 単位以上 (自由科目 4 単位を含む)			
		言語文化				
		現代の社会と文化				
		人間の心理				
	専門演習科目	英語分野		専門演習科目と研究科目の同一分野から 22 単位以上選択必修		
		日本語分野				
		中国語分野				
		国際・地域研究分野				
	研究科目	英語分野		22 単位以上選択必修		
		日本語分野				
中国語分野						
国際・地域研究分野						
卒業プロジェクト		8 単位以上				
実践教育科目						
2 年以上在学						

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 1 2 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 の 2（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種英語の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め 28 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 29 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を 2 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。また、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種英語の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。
- (1) 前項 1 号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項 2 号から 6 号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第 48 条に基づいて懲戒処分とする。

第 7 章 雑 則

第 18 条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第 2 項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
 - (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル 4 以上が発令されたとき。
 - (3) 西日本旅客鉄道（JR 西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。
 - (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の 2 交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第 1 項第 2 号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。
- (1) 午前 6 時 30 分までに第 1 項各号の事態が解消されたときは、平常通り 1 時限目から授業を行う。ただし、午前 6 時 30 分を過ぎても解消されないときは、1 時限目から 2 時限目までの授業を休講とする。
 - (2) 午前 10 時までに解消されたときは、3 時限目から授業を行う。ただし、午前 10 時を過ぎても解消されないときは、3 時限目から 5 時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後 3 時までに解消されたときは、6 時限目から授業を行う。ただし、午後 3 時を過ぎても解消されないときは、6 時限目以降の授業を休講とする。
 - (4) 第 1 項第 1 号または第 2 号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。
- 3 第 1 項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。
- 4 第 1 項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。
- 5 第 1 項各号、第 2 項各号および第 3 項は、試験期間も対象とする。

附 則（平成 29 年 3 月 6 日）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 7 日）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

1 学則・奨学関係（131-6 大阪産業大学国際学部修学規程）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)				
専 門 教 育 科 目	日本語分野	ビジネス日本語	2	（ 専 門 演 習 科 目 お よ び 研 究 科 目 の 同 一 分 野 か ら 選 択 必 修 選 択 以 上 以 上 ）	（ 必 修 8 ・ 選 択 必 修 22 ・ 選 択 40 以 上 ・ 70 以 上 ）					2					
		日本語プレゼンテーション	2			2									
		日本語支援論	2						2						
		日本語教育実践1	2						2						
		日本語教育実践2	2							2					
	中国語分野	専修中国語入門1	2			2									
		専修中国語入門2	2			2									
		専修中国語入門3	2			2									
		専修中国語入門4	2			2									
		専修中国語初級1	2					2							
		専修中国語初級2	2					2							
		専修中国語初級3	2						2						
		専修中国語初級4	2						2						
		中国語専門演習1	2							2					
		中国語専門演習2	2								2				
		中国語総合1	2							2					
		中国語総合2	2								2				
		中国語総合3	2										2		

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考												
				1年次		2年次		3年次		4年次														
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)													
専 門 教 育 科 目	国際・地域研究分野 研究科目	現代ヨーロッパ論	2	(専 門 演 習 科 目 お よ び 研 究 科 目 の 同 一 分 野 か ら)	(必 修 8 ・ 選 択 必 修 22 ・ 選 択 40 以 上 70 以 上)			2																
		現代アジア論	2					2																
		比較文化論	2						2															
		ヨーロッパ近現代史	2							2														
		アジア近現代史	2							2														
		日本近現代史	2							2														
		国際人権論	2										2											
		国際協力論	2								2													
		国際ビジネス論	2									2												
		国際ジャーナリズム論	2											2										
		地域特殊研究1	2								2													
		地域特殊研究2	2									2												
		地域特殊研究3	2										2											
		地域特殊研究4	2												2									
		人間関係論	2													2								
		発達心理学	2											2										
	応用心理学	2										2												
	卒業 プロ ジ エ ク ト	ゼミナール1	2	8 以 上	()					2												全員履修		
		ゼミナール2	2											2										全員履修
		ゼミナール3	④													4								
ゼミナール4		④																						
小計		236	70以上			12	24	50	44	46	44	12	4											

注) 専門教育科目の履修要件

イ 必修、選択を合わせて、70単位以上とする。ただし、専門演習科目と研究科目の同一分野から22単位以上を修得しなければならない。
ロ 外国語総合1、外国語総合2および外国語総合3はそれぞれドイツ語、フランス語、朝鮮語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。

ハ 国際理解演習1および国際理解演習2はそれぞれドイツ語圏、フランス語圏、朝鮮語圏から構成され、複数の言語圏を卒業要件単位に算入することができる。

(3) 実践教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)				
実践教育科目	入門演習1	1	6 以 上	2										全員履修	
	入門演習2	1			2										全員履修
	リサーチ・リテラシ演習1	1				2									全員履修
	リサーチ・リテラシ演習2	1					2								全員履修
	ワークショップ	2			4										全員履修 オムニバス
	コンピュータ・リテラシ	2			2										
	海外フィールド演習1	4				8									集中
	海外フィールド演習2	4					8								集中
	プロジェクト演習1	2					2								
	プロジェクト演習2	2						2							
	キャリアデザイン1	2				2									
	キャリアデザイン2	2					2								
	インターンシップ	2						2							
	小 計	26		6以上	8	12	14	6	0	0	0	0	0	0	
総合教育科目、専門教育科目、実践教育科目 合 計	362	124	62	80	102	86	46	44	12	4					

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

2 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

イ. 中学校教諭一種免許状・英語

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	②			2								※
		Aural-Oral Practice & Theory 1	2	2										※
		Aural-Oral Practice & Theory 2	2		2									※
		英語学研究	2					2						※
	英語文学	英語文学概論	②			2								※
		英語文学研究	2				2							※
	英語コミュニケーション	Interactive Communication 1	②		2									※
		Interactive Communication 2	②			2								※
		Extensive Reading 1	2		2									※
		Extensive Reading 2	2			2								※
		Extensive Reading 3	②				2							※
		Extensive Reading 4	②					2						※
		Writing 1	②				2							※
		Writing 2	②					2						※
		英語実践演習1	2		2									※
		英語実践演習2	2			2								※
	英語実践演習3	2				2							※	
	英語実践演習4	2					2						※	
	異文化理解	英語圏文化研究	②				2							※
		英語圏文化概論	2		2									※
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法1	②			2									
	英語科教育法2	②				2								
	英語科教育法3	②					2							
	英語科教育法4	②						2						
合 計		48	28以上	8	10	12	10	4	4	0	0			

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・英語

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含まれることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	②			2								※
		Aural-Oral Practice & Theory 1	2	2										※
		Aural-Oral Practice & Theory 2	2		2									※
		英語学研究	2					2						※
	英語文学	英語文学概論	②	左			2							※
		英語文学研究	2	記				2						※
	英語コミュニケーション	Interactive Communication 1	②	よ	2									※
		Interactive Communication 2	②	り		2								※
		Extensive Reading 1	2	必	2									※
		Extensive Reading 2	2	修		2								※
		Extensive Reading 3	②	を			2							※
		Extensive Reading 4	②	含				2						※
		Writing 1	②	め			2							※
		Writing 2	②	24				2						※
		英語実践演習1	2	単	2									※
		英語実践演習2	2	位		2								※
		英語実践演習3	2	以			2							※
		英語実践演習4	2	上				2						※
	異文化理解	英語圏文化研究	②					2						※
		英語圏文化概論	2			2								※
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法1	2				2							
		英語科教育法2	2					2						
		英語科教育法3	②						2					
		英語科教育法4	②							2				
合 計		48	24以上	8	10	12	10	4	4	0	0			

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分および各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考		
			1年次		2年次		3年次		4年次		中 学 校	高 等 学 校	卒 業 要 件 単 位
			1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2							◎	◎	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2							◎	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2		2						◎	◎	
		人権教育	2			2					○	○	※
		生涯学習論	2			2					○	○	※
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2							◎	◎	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2			2					◎	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2				2				◎	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2			2					◎	○	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2				2				◎	◎	
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	2							◎	◎	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1				1	0			◎	◎	(集中)
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2		2						◎	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2			2					◎	◎		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1				2	2			◎	◎	事前・事後指導
		教育実習2a	4						8		◎		(集中)
		教育実習2b	2						4			◎	(集中)
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2						2		◎	◎	
合 計			36	4	4	6	8	5	4	12	2		

- 注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の※印は、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

(3)大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)	
道徳教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注)上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にのみ適用される科目とする。

登録番号

131-7

○大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程

制 定 平成29年4月1日
最近改正 令和 4年3月2日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づくスポーツ健康学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

第4条 最終学年において、「実践研究3」および「実践研究4」の審査に合格しなければならない。

2 「実践研究4」をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 身体教育学コース、スポーツ科学コース、地域健康科学コースに分ける。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、セメスターごとに履修する科目を定めて、教務課に届け出なければならない。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受け付け、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第7条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第8条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 1セメスターあたり上限24単位で、1年間48単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

- イ 教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目
- ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目
- ハ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第 10 条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 「実践研究 3」を履修するためには、前年度修了時点にて、「実践研究 3」および「実践研究 4」を除く卒業要件単位数の未修得単位数が 30 単位以内であること。
 - (2) 「実践研究 4」を履修するためには、原則として「実践研究 3」をあらかじめ修得していなければならない。なお、「実践研究 3」および「実践研究 4」を履修する際の教員は、原則として同一人であること。
- 2 卒業見込証明書は、4 年次において、「実践研究 3」の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第 4 章 卒業要件

第 11 条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第 30 条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、在学中に 124 単位を修得しなければならない。
 - (1) 総合教育科目は、必修、選択を合わせて、次のとおり 20 単位以上修得するものとする。
 - イ 「体育学概論」、「健康管理論」および「身体の科学」は必修とする。
 - ロ 言語文化科目については、「英語 (Listening&Speaking) 1」、「英語 (Listening&Speaking) 2」を含め、4 単位以上修得することとする。ただし、留学生はこの限りではない。
 - ハ 留学生はイの科目に加え、「日本事情 1」、「日本事情 2」および日本語 8 科目 8 単位を必修とする。
 - (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて 66 単位以上（身体教育学コースは 67 単位以上、スポーツ科学コースは 66 単位以上、地域－健康科学コースは 67 単位以上。）とする。
 - (3) 実践教育科目は、必修、選択を合わせて 4 単位以上とする。
 - (4) 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 8 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

総合教育科目	教養教育科目	人文科学	4 単位 (留学生に限る)	6 単位以上	20 単位以上	124 単位	学士 (体育学)
		社会科学					
		自然科学					
		学際領域					
		日本文化					
		人間教育					
	言語文化科目	英語	4 単位以上				
初修外国語							
日本語		8 科目 8 単位以上、母語履修不可 (留学生に限る)					
専門教育科目	身体教育学コース		29 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	67 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)			
	専門基礎科目						
	専門応用共通科目						
	専門応用コース科目						
	専門研究						
	スポーツ科学コース		28 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	66 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)			
	専門基礎科目						
	専門応用共通科目						
	専門応用コース科目						
専門研究							
地域-健康科学コース		29 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	67 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)				
専門基礎科目							
専門応用共通科目							
専門応用コース科目							
専門研究							
実践科目	リテラシ科目	4 単位以上					
	学部科目						
	キャリア科目						
4 年以上在学							

3 学則第 13 条に定める 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件は、前項の定めにしたがうものとする。
- (2) 本大学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 12 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 の 2 (以下別表という。) に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目含む。) を 32 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 29 単位、合わせて 61 単位を修得しなければならない。また、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目を含む。) を 28 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 6 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

2 別表に掲げる「教職に関する科目」または「教科または教職に関する科目」のうち、卒業要件単位として、教職入門、教育心理学、生涯学習論および人権教育を総合教育科目の教養教育科目区分に、保健体育科教育法Ⅰ、保健体育科教育法Ⅱ、保健体育科教育法Ⅲおよび保健体育科教育法Ⅳを専門教育科目の専門応用コース科目区分に算入する。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習 1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として 90 単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習 2a」または「教育実習 2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習 1」を履修している者で、原則として、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について、担当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4 年次前期までに担当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90 点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。

(5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。

(6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道（JR 西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常どおり1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則（平成29年3月6日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

（施行期日）

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目)

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数	週時間数								備考						
			身体教育学コース	スポーツ科学コース	地域・健康科学コース		1年次		2年次		3年次		4年次								
							1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)							
専門教育科目	スポーツ科学基礎実習	陸上1	1	○	○	○	2									集中					
		器械運動1	1	○	○	○	2														
		武道1	1	○	○	○	2														
		バレーボール1	1	○	○	○	2														
		サッカー1	1	○	○	○	2														
		体づくり運動	1	○	○	○	2														
		水泳	1	○	○	○	2														
		バスケットボール1	1	○	○	○	2														
		ダンス1	1	○	○	○	2														
		エアロビクス1	1				2														
	スポーツ科学基礎科目	キャンプ実習	1	2	29	1	28	2	29	1	29	1	28	2	29	1	28	2	29	集中	
		海浜実習	1	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	集中	
		スキー実習	1	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	集中	
		解剖・生理学	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		スポーツ生理学	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		スポーツバイオメカニクス1	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		運動学(運動方法学を含む)	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		コーチングの基礎	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		スポーツ医学(内科系1)	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
		スポーツ医学(外科系1)	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上
スポーツ科学基礎科目	公衆衛生学	2	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以上	
	スポーツ栄養学	2																		2	
	スポーツ心理学	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	スポーツ社会学	2	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	
	環境衛生学	2																		2	
	合計	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	
	合計	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	66	67	67	

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

(各履修コースの○印は必修科目)

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数	週 時 間 数								備考						
			身体教育学コース	スポーツ科学コース	地域・健康科学コース		1年次		2年次		3年次		4年次								
							1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)							
専 門 教 育 科 目	武道2	1				身体教育学コース 必修 43	スポーツ科学コース 必修 36	地域・健康科学コース 必修 39		2											
	陸上2	1	2	2	1						2										
	器械運動2	1	以	以	以						2										
	ダンス2	1	上	6	上				6	上	4		2								
	エアロビクス2	1	以	以	以				以			2									
	バレーボール2	1	1	上	1				上	1	上		2								
	サッカー2	1	以	以	以				以			2									
	バスケットボール2	1	上	上	上				上			2									
	運動プログラム実習(年代・障害別)	1	1	1	1				1	24	30	28		2							
	トレーニング実習	1	以	以	以				以	以上	以上	以上		2							
	救急処置実習	1	上	上	上				上	・	・	・			2						
	トレーニングの科学	2	○		○						2										
	スポーツケア概論	2					合計	合計	合計	2											
	運動指導の心理学	2									2										
	リハビリテーション論	2	6	8	6	8	8	10		2											
	健康と運動の生理学	2	以	以	以	以	以	以	以上	2											
	アダプテッドスポーツ論	2	上	上	上	上	上	上		2											
	スポーツ・健康科学の統計解析	2										2									
	スポーツマネジメント論	2											2								
	スポーツ支援指導演習	2											2	2							
	スポーツ文化論	2														2					
	野外教育論	2									2										
	スポーツビジネス論	2												2							

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

(各履修コースの○印は必修科目)

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数	週時間数								備考			
			身体教育学コース	スポーツ科学コース	地域・健康科学コース		1年次		2年次		3年次		4年次					
							1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)				
専門教育科目	身体教育学コース	保健体育科教育法Ⅰ	2	○						2							教職課程科目	
		保健体育科教育法Ⅱ	2	○						2							教職課程科目	
		保健体育科教育法Ⅲ	2	○							2						教職課程科目	
		保健体育科教育法Ⅳ	2	○							2						教職課程科目	
		学校保健 (小児保健、精神保健を含む)	2	○							2							
		総合体育指導演習 (ネット型スポーツ)	2		—	—						2						
		保健体育教養演習	2	○	—	—								2				
	スポーツ科学コース	コンディショニング論	2											2				
		スポーツ指導論	2											2				
		スポーツケア各論	2		20	20	20					2						
		スポーツバイオメカニクス2	2		以	以	以					2						
		競技力向上の科学	2		上	○	上								2			集中
		テーピング実習	1	—		○	—							2				集中
		スポーツ科学実験演習	2	—		○	—						4					
	地域・健康科学コース	健康運動プログラム論	2											2				
		スポーツ医学(外科系2)	2											2				
		地域保健演習	2										4					
		スポーツ医学(内科系2)	2												2			
		地域スポーツ論 (スポーツ法規・スポーツ行政含む)	2						○						2			
		生涯スポーツ論	2													2		
		健康評価実習	2										4					
		健康運動実践指導演習	2	—		—	○								2			
	専門研究	実践研究1	2												4			
		実践研究2	2		4		4									4		
		実践研究3	2	○	以	○	以	○	以								4	
		実践研究4	2	○	上	○	上	○	上								4	
		卒業論文	4														4	4
小計		127		66以上							12	14	34	36	28	22	18	8

注1) 履修コースにより、身体教育学コース、スポーツ科学コース、地域・健康科学コースに分ける。

注2) 3つの履修コースにおける専門教育科目の履修方法は、次の通りとする。

(1) 専門基礎科目・スポーツ科学基礎実習の履修方法

イ 身体教育学コースを履修する者は、「キャンプ実習」、「海浜実習」および「スキー実習」より2単位以上を選択必修とする。

ロ スポーツ科学コースを履修する者は、「キャンプ実習」、「海浜実習」および「スキー実習」より1単位以上を選択必修とする。

ハ 地域・健康科学コースを履修する者は、「キャンプ実習」、「海浜実習」、「スキー実習」および「エアロビクス1」より2単位以上を選択必修とする。

(2) 専門応用コース科目の履修方法

イ 身体教育学コースを履修する者は、「保健体育科教育法Ⅰ」、「保健体育科教育法Ⅱ」、「保健体育科教育法Ⅲ」、「保健体育科教育法Ⅳ」、「学校保健(小児保健、精神保健を含む)」および「保健体育教養演習」を修得しなければならない。

ロ スポーツ科学コースを履修する者は、「競技力向上の科学」、「テーピング実習」および「スポーツ科学実験演習」を修得しなければならない。

ハ 地域・健康科学コースを履修する者は、「地域スポーツ論(スポーツ法規・スポーツ行政含む)」、「生涯スポーツ論」、「健康評価実習」および「健康運動実践指導演習」を修得しなければならない。

ニ 「総合体育指導演習(ネット型スポーツ)」および「保健体育教養演習」は、身体教育学コース履修者のみ履修可能科目。

ホ 「テーピング実習」および「スポーツ科学実験演習」は、スポーツ科学コース履修者のみ履修可能科目。

ヘ 「健康運動実践指導演習」は、地域・健康科学コース履修者のみ履修可能科目。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

(3) 実践教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)					
実践教育科目	リテラシ科目	入門ゼミ1	1	4 以 上	2									全員履修		
		入門ゼミ2	1			2									全員履修	
		コンピュータ演習1	①		2											
		コンピュータ演習2	①			2										
	学部科目	フィールド支援演習1	4				4									集中
		フィールド活動演習1	4				4									集中
		フィールド支援演習2	4					4								集中
		フィールド活動演習2	4					4								集中
	キャリア科目	キャリアデザイン1	2				2									
		キャリアデザイン2	2					2								
		スポーツキャリア演習	2							4						
	小 計		26		4以上	4	4	10	10	0	4	0	0			
	総合教育科目、専門教育科目、実践教育科目 合 計		233		124	48	42	66	74	28	26	18	8			

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

2 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

イ. 中学校教諭一種免許状・保健体育

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	修区分別単位最低	最低修得単位数	週時間数								備考				
					1年次		2年次		3年次		4年次						
					1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)					
教科に関する専門的事項	体育実技	陸上1	①	⑨	左記より必修・選択必修を 含め 32 単 位	2									※		
		器械運動1	①			2										※	
		武道1	①			2											※
		バレーボール1	①			2											※
		サッカー1	①			2											※
		体づくり運動	①			2											※
		水泳	①				2										※
		バスケットボール1	①				2										※
		ダンス1	①				2										※
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	運動学(運動方法学を含む)	②	④				2								※	
		スポーツ心理学	2					2								※	
		スポーツマネジメント論	2						2							※	
		スポーツ社会学	2						2							※	
		運動指導の心理学	2						2							※	
	生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	②	④			2									※	
		スポーツ生理学	②				2									※	
	衛生学・公衆衛生学	環境衛生学	②	④					2							※	
		公衆衛生学	②					2								※	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健を含む)	②	③						2						※	
		救急処置実習	①						2							※	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	保健体育科教育法Ⅰ	②				2									※	
		保健体育科教育法Ⅱ	②					2								※	
		保健体育科教育法Ⅲ	②						2							※	
		保健体育科教育法Ⅳ	②							2						※	
	合計		38		32	12	10	6	6	10	4	0	0				

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・保健体育

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	修区得単別最低	最低修得単位数	週時間数								備考					
					1年次		2年次		3年次		4年次							
					1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)						
教科に関する専門的事項	陸上1	①	⑨	左記より必修・選択必修を 含め 28単 位 以上	2										※			
	器械運動1	①			2												※	
	武道1	①			2												※	
	バレーボール1	①			2												※	
	サッカー1	①			2												※	
	体づくり運動	①			2												※	
	水泳	①				2											集中※	
	バスケットボール1	①				2											※	
	ダンス1	①				2											※	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	運動学(運動方法学を含む)	②		②	④			2								※	
		スポーツ心理学	2					2										※
		スポーツマネジメント論	2						2									※
		スポーツ社会学	2						2									※
		運動指導の心理学	2						2									
	生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	②		④		2										※	
		スポーツ生理学	②				2										※	
	衛生学・公衆衛生学	環境衛生学	②		④					2							※	
		公衆衛生学	②						2								※	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健を含む)	②		③						2						※	
		救急処置実習	①							2							※	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	保健体育科教育法Ⅰ	2				2									※			
	保健体育科教育法Ⅱ	2			2										※			
	保健体育科教育法Ⅲ	②				2									※			
	保健体育科教育法Ⅳ	②					2								※			
合計		38		28以上	12	10	6	6	10	4	0	0						

注) 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分および各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考		
			1年次		2年次		3年次		4年次		中学校	高等学校	卒業要件 科目単位
			1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2							◎	◎	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2							◎	◎	※
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2		2						◎	◎	
		人権教育	2		2						○	○	※
		生涯学習論	2		2						○	○	※
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2							◎	◎	※
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2		2						◎	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2			2					◎	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2		2						◎	○	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2				2				◎	◎	
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	2							◎	◎	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1				1	0			◎	◎	(集中)
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2		2						◎	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談の理論と方法	2		2						◎	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1				2	2			◎	◎	事前・事後指導
		教育実習2a	4						8		◎		(集中)
		教育実習2b	2							4		◎	(集中)
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2							2	◎	◎	
合 計			36	4	4	6	8	5	4	12	2		

注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の※印は、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

(3)大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)	
道徳教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注) 上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にも適用される科目とする。

登録番号

131-1

○大阪産業大学経営学部修学規程

制 定	昭和40年4月1日
最近改正	令和 4年3月2日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づく経営学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第13条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレースメントテストを受けなければならない。

第4条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 経営学科は、経営学コースおよびファッションビジネスコースに分ける。なお、編入生の履修コースは経営学コースのみとする。

3 商学科は、商学コースおよびスポーツキャリアコースに分ける。なお、編入生の履修コースは商学コースのみとする。

第2章 履修申請

第5条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受け付け、変更または追加は認めない。

第6条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第6条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第7条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第8条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

イ 48 単位とする。編入学生についても 48 単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

①教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

②教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。（ただし、「生涯学習論」、「人権教育」はこの限りでないものとする。）

③学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

④単位認定科目として規定する科目（「インターンシップ」）

(2) 商学科

イ 48 単位とする。編入学生についても 48 単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

①教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

②教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。（ただし、「生涯学習論」、「人権教育」はこの限りでないものとする。）

③学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

2 経営学科の履修コースについては、次のとおりとする。

(1) ファッションビジネスコースの者に限り、ファッションビジネスコース特設科目を履修することができる。

(2) 履修コースの変更は、ファッションビジネスコースから経営学コースへの変更に限り認めるものとする。なお、コース変更の申請時期は毎学年の 2 月末とし、3 年次の 2 月末まで申請可能とする。

(3) コース変更前に修得したファッションビジネスコース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単元に算入することができる。

3 商学科の履修コースについては、次のとおりとする。

(1) スポーツキャリアコースの者に限り、スポーツキャリアコース特設科目を履修することができる。

(2) 履修コースの変更は、スポーツキャリアコースから商学コースへの変更に限り認めるものとする。なお、コース変更の申請時期は毎学年の 2 月末とし、3 年次の 2 月末まで申請可能とする。

(3) コース変更前に修得したスポーツキャリアコース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単元に算入することができる。

第 9 条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

イ 研究ゼミナール 2 を履修するためには研究ゼミナール 1 を、卒業論文ゼミナールを履修するためには研究ゼミナール 2 をあらかじめ修得していなければならない。ただし、編入学生は、研究ゼミナール 1 および研究ゼミナール 2 を同時に履修することができる。なお、研究ゼミナール 1、研究ゼミナール 2 および卒業論文ゼミナールを履修する際の教員は、原則として同一人であること。

ロ 卒業見込証明書は、3 年次修了時点において本規程第 10 条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76 単位以上修得している者に対して発行する。ただし、編入学生については、卒業の要件を満たすために必要な単位を 14 単位以上修得している者に対して発行する。

(2) 商学科

イ 専門演習 B を履修するためには専門演習 A を、卒業演習を履修するためには専門演習 B をあらかじめ修得していなければならない。また、卒業研究を履修するためには同時に卒業演習を履修しなければならない。なお、専門演習 A、専門演習 B、卒業演習および卒業研究を履修する際の教員は、原則として同一人であること。

- ロ 卒業見込証明書は、3年次修了時点において本規程第10条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76単位以上修得している者に対して発行する。ただし、編入学生については、卒業の要件を満たすために必要な単位を14単位以上修得している者に対して発行する。

第4章 卒業要件

第10条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 経営学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上および身体科学科目分野を合わせて20単位以上、専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、84単位以上とする。また、他学部・他学科の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち12単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

総合教育科目	教養教育科目	人文科学	(留学生に限る) 4単位	20単位以上	124単位	学士 (経営学)
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
日本文化						
人間教育						
総合教育科目	言語文化科目	英語	(留学生に限る) } 6単位以上 (留学生は 8単位以上)			
		初修外国語				
		日本語				
総合教育科目	身体科学科目					
専門教育科目	必修、選択必修、選択科目の単位をあわせて84単位以上 (自由科目12単位を含む)					
4年以上在学						

注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情1」、「日本事情2」、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

(2) 商学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上および身体科学科目分野

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

を合わせて 20 単位以上、専門教育科目は、選択必修および選択を合わせて、88 単位以上とする。
また、他学部・他学科の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 12 単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

総合教育科目	教養教育科目	リテラシ	(留学生に限る) 4 単位	20 単位以上	124 単位	学士 (経営学)
		人文科学				
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
		日本文化				
	人間教育					
言語文化科目	英語	(留学生に限る) } 6 単位以上 (留学生は 8 単位以上)				
	初修外国語					
	日本語					
身体科学科目						
専門教育科目	選択必修、選択科目の単位をあわせて 88 単位以上 (自由科目 12 単位を含む)					
4 年以上在学						

注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情 1」、「日本事情 2」、言語文化科目分野の「日本語読解 1」、「日本語読解 2」、「日本語作文 1」、「日本語作文 2」、「上級日本語読解 1」、「上級日本語読解 2」、「上級日本語作文 1」および「上級日本語作文 2」を必修とする。

3 学則第 13 条に定める各学科の 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

- イ 必修科目は、4 単位とする。専門教育科目区分の専門基礎科目分野より、「経営学基礎」、「会計学基礎」を修得すること。
- ロ 選択必修科目は、専門教育科目区分 経営関連科目分野の「経営管理論」、「経営戦略論」、「経営組織論」、「マーケティング論」、「経営財務論」、「人的資源管理論」より 4 単位以上を修得すること。4 単位を超えて修得した単位は、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。
- ハ 選択科目は、54 単位とする。
自由科目制度により修得した単位は、12 単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。
- ニ 全員履修科目の「表現力基礎演習」、「入門ゼミナール A」、「入門ゼミナール B」は履修することができない。
- ホ ファッションビジネスコース特設科目は履修することができない。

専門教育科目	必修科目	4 単位	62 単位	学士 (経営学)
	選択必修科目	4 単位		
	選択科目 (自由科目 12 単位を含む)	54 単位		
2 年以上在学				

(2) 商学科

- イ 選択必修科目は、10 単位とする。専門教育科目区分の学科基幹科目分野より、専門基礎科目分野の 10 単位を修得すること。ただし、10 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ロ 選択科目は、52 単位とする。
 - ① 専門教育科目区分の専門基礎科目分野より 10 単位を超えて修得した単位を卒業要件単位に組み入れることができる。

② 自由科目制度により修得した単位は、12 単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。

ハ 全員履修科目の「コンピュータ・リテラシ」(教育職員免許状を取得しようとする者は除く)、「表現力基礎演習」、「商学総合講座」、「入門演習 A」、「入門演習 B」および「演習基礎」は履修することができない。

ニ スポーツキャリアコース特設科目は履修することができない。ただし、「スポーツツーリズム論」および「スポーツビジネス論」はこの限りでないものとする。

専門教育科目	選択必修科目	10 単位	62 単位	学士 (経営学)
	選択科目 (自由科目 12 単位を含む)	52 単位		
2 年以上在学				

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 1 1 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 の 3 (以下別表という。)に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 経営学科

高等学校教諭一種商業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目を含む。)を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

(2) 商学科

イ 中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目を含む。)を 32 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 29 単位、合わせて 61 単位を修得しなければならない。また、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目を含む。)を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

ハ 高等学校教諭一種商業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

第 1 2 条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 「教育実習 1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数 (卒業要件外教職科目を含む。)が、原則として 90 単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。

(2) 「教育実習 2a」または「教育実習 2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習 1」を履修している者で、原則として、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。

- (3)「教職実践演習(中・高)」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第13条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第14条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第15条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第16条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

- 2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。
 - (1) 前項 1 号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項 2 号から 6 号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第 48 条に基づいて懲戒処分とする。

第 7 章 雑則

第 17 条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第 2 項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
 - (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル 4 以上が発令されたとき。
 - (3) 西日本旅客鉄道（JR 西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。
 - (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の 2 交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第 1 項第 2 号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。
 - (1) 午前 6 時 30 分までに第 1 項各号の事態が解消されたときは、平常どおり 1 時限目から授業を行う。ただし、午前 6 時 30 分を過ぎても解消されないときは、1 時限目から 2 時限目までの授業を休講とする。
 - (2) 午前 10 時までに解消されたときは、3 時限目から授業を行う。ただし、午前 10 時を過ぎても解消されないときは、3 時限目から 5 時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後 3 時までに解消されたときは、6 時限目から授業を行う。ただし、午後 3 時を過ぎても解消されないときは、6 時限目以降の授業を休講とする。
 - (4) 第 1 項 1 号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。
 - 3 第 1 項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。
 - 4 第 1 項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。
 - 5 第 1 項各号、第 2 項各号および第 3 項は、試験期間も対象とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 7 日）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 28 日）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1.3.(1).ハ.については平成 31 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1 学則・奨学関係（131-1 大阪産業大学経営学部修学規程）

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 授業科目表および単位数

1 経営学科

(1) 総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
総合 教育 科目	人文科学	哲学	2	20 以 上	2								全員履修科目		
		地理学	2			2									
		表現力基礎演習	2			2									
		日本の社会と文化1	2		2										
		日本の社会と文化2	2			2									
		人文科学特殊講義	2		2										
	社会科学	日本国憲法	2			2									
		現代の政治	2			2									
		心理学	2		2										
		社会科学特殊講義	2			2									
	自然科学	環境科学	2		2										
		生命科学	2		2										
		文系のための数学	2		2										
		文系のための統計学	2		2										
		自然科学特殊講義	2		2										
	学際領域	平和学	2			2									
		道徳と現代倫理	2			2									
		科学技術史	2			2									
		学際領域特殊講義	2			2									
	文日 化本	日本事情1	②			2									留学生向け科目
		日本事情2	②				2								留学生向け科目
	教人 育間	生涯学習論	2					2							教職課程科目
		人権教育	2						2						教職課程科目
	言 語 文 化 科 目	英 語	英語(Listening & Speaking) 1		1	6 以 上 (留 学 生 は 8 以 上)	2								
			英語(Listening & Speaking) 2		1			2							
			TOEIC上級(Listening) 1		1				2						
TOEIC上級(Listening) 2			1					2							
英語(Reading & Writing) 1			1	2											
英語(Reading & Writing) 2			1		2										
TOEIC上級(Reading) 1			1				2								
TOEIC上級(Reading) 2			1					2							
英語総合(上級) 1			1						2						
英語総合(上級) 2			1							2					
英語海外研修	2				2	2					(集中)				

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
総合教育科目	言語文化科目 初修外国語	初修外国語入門1	1	(6以上) (20以上)	2									(集中) 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目	
		初修外国語入門2	1			2									
		初修外国語初級1	1				2								
		初修外国語初級2	1					2							
		初修外国語総合1	1						2						
		初修外国語総合2	1							2					
		初修外国語海外研修	2				2	2							
	言語文化科目 日本語	日本語読解1	①			2									
		日本語読解2	①				2								
		日本語作文1	①			2									
		日本語作文2	①				2								
		上級日本語読解1	①					2							
		上級日本語読解2	①						2						
		上級日本語作文1	①						2						
	科学科体	スポーツ科学実習	1				2								
		スポーツ科学	2					2							
	小計		77		20以上	32	34	16	16	4	4	0	0		

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語についてはプレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。ただし、各言語は必ず最初に「入門1」および「入門2」を履修しなければならない。
- ニ 留学生には「日本事情1」「日本事情2」の2科目4単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・△印は全員履修科目・ー印はコースによって履修できない科目)

区分	科目	単位	履修コース		最低単位数 卒業資格	週 時 間 数								備 考						
			経営学	フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス		1年次		2年次		3年次		4年次								
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期							
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	経営学基礎	2	○	○	2														
		会計学基礎	2	○	○	2														
		簿記基礎	2	△	△	2														
		コンピュータ・リテラシ	2	△	△	2														
	ゼミナール科目		入門ゼミナールA	2	△	△	2													
			入門ゼミナールB	2	△	△	2													
			研究ゼミナール1	4				2	2											
			研究ゼミナール2	4						2	2									
	ビジネススキル科目		卒業論文ゼミナール	4									2	2						
			初級簿記A	2	△	△	2													
			初級簿記B	2				2												
			商業簿記A	2			2													
			商業簿記B	2				2												
			販売管理A	4					4											
			販売管理B	4						4										
			ビジネス・コンピューティング	4			4													
	キャリアアスキ		ビジネス・プロトコル	4			2	2												
			キャリア講座A	4				2	2											
			キャリア講座B	4							2	2								
			キャリアデザインA	2						2										
	経 営 関 連 科 目		キャリアデザインB	2							2									
			インターンシップ	2								2							◎	
			経営管理論	2	4 以 上					2										
			経営戦略論	2						2										
			経営組織論	2							2									
			マーケティング論	2							2									
			経営財務論	2								2								
			人的資源管理論	2											2					
			組織行動論	2									2							
			非営利組織の経営	2										2						
			消費者行動論	2								2								
			商品企画論	2											2					
			マーケティング戦略論	2						2										
			eコマース論	2											2					
			経営情報論	2									2							
			財務管理論	2										2						
			国際経営論	2							2									
			情報処理概論	2								2								
			経営科学	2								2								
			ビジネス統計	2									2							
	データ分析	2										2								
	市場調査	2											2							
	アプリケーション演習A	2								2										
	アプリケーション演習B	2									2									
	プログラミング演習	2										2								

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

区分	科目	単位	履修コース		最低単位数 卒業資格	週 時 間 数								備考					
			経営学	ファッション ビジネス		1年次		2年次		3年次		4年次							
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門教育科目	工業簿記A	2			(経営学コース 必修4・選択必修4・選択76以上 合計84以上) (ファッションビジネスコース 必修8・選択76以上 合計84以上)	2													
	工業簿記B	2					2												
	会計学総論	2							2										
	財務会計論	2							2										
	管理会計論	2									2								
	国際会計論	2								2									
	監査論	2									2								
	コンピュータ会計	2											2						
	民法	2							2										
	商法	2								2									
	会社法	2									2								
	所得税法	2									2								
	消費税法	2										2							
	法人税法	2											2						
	地域産業論	2										2							
	ファッションビジネス論	2				△		2											
	特定産業研究A	2						2											
	特定産業研究B	2						2											
	特定産業研究C	2						2											
	特定産業研究D	2						2											
	経営学特殊講義A	2						2											
	経営学特殊講義B	2						2											
	経営学特殊講義C	2						2											
	経営学特殊講義D	2						2											
	会計学特殊講義A	2						2											
	会計学特殊講義B	2						2											
	会計学特殊講義C	2						2											
	会計学特殊講義D	2						2											
	旅行企画演習A	2								2									
	旅行企画演習B	2									2								
	まわおこしと観光	2										2							
	国内旅行実務A	2								2									
	国内旅行実務B	2									2								
	ファッションビジネス入門	2		-		○		2											
	被服材料学	2		-		○		2											
	被服材料学実験	1		-						2									
	被服整理学	2		-		△			2										
	被服整理学実験	1		-							2								
	アパレル科学	2		-						2									
	アパレル企画論	2		-		△				2									
	アパレル企画実習	1		-							2								
	アパレル設計論	2		-						2									
	アパレル設計実習1	1		-								2							
	アパレル設計実習2	1		-									2						
	アパレルデザイン論	2		-				2											
	アパレルデザイン表現実習	1		-					2										
色彩学	2		-			2													
アパレルグラフィック実習	1		-				2												
ファッション販売論	2		-							2									
消費科学	2		-						2										
消費者調査法	1		-								2								
ファッションビジネス特殊講座A	2		-			2													
ファッションビジネス特殊講座B	2		-			2													
小計	206				84以上	60	24	38	34	30	24	2	2						
総合教育科目、専門教育科目合計	283				124	92	58	54	50	34	28	2	2						

注) 専門教育科目の履修要件

イ 備考欄中の◎印は単位認定科目とし、3年次後期(学科指定の期日)までに申し出た者は、学科の判断に基づき、単位認定を受けることができる。

ロ ファッションビジネスコースの者に限りファッションビジネスコース特設科目を履修することができる。

2 商学科

(1) 総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
総合 教育 科目	ラ リ シ テ	コンピュータ・リテラシ	2	20 以 上	2									全員履修科目		
		表現力基礎演習	2		2										全員履修科目	
	人 文 科 学	哲学	2			2										
		地理学	2			2										
		人文科学特殊講義	2			2										
		日本の社会と文化1	2			2										
		日本の社会と文化2	2			2										
	社 会 科 学	日本国憲法	2			2										
		現代の政治	2			2										
		心理学	2			2										
		社会科学特殊講義	2			2										
	自 然 科 学	環境科学	2				2									
		生命科学	2				2									
		文系のための数学	2				2									
		文系のための統計学	2				2									
		自然科学特殊講義	2				2									
	学 際 領 域	平和学	2			2										
		道徳と現代倫理	2			2										
		科学技術史	2			2										
		学際領域特殊講義	2			2										
	文 日 化 本	日本事情1	②			2										留学生向け科目
		日本事情2	②				2									留学生向け科目
	教 人 育 間	生涯学習論	2					2								教職課程科目
		人権教育	2						2							教職課程科目
	言 語 文 化 科 目	英 語	英語(Listening & Speaking) 1		1	6 以 上 (留 学 生 は 8 以 上)	2									
			英語(Listening & Speaking) 2		1			2								
TOEIC上級(Listening) 1			1				2									
TOEIC上級(Listening) 2			1					2								
英語(Reading & Writing) 1			1		2											
英語(Reading & Writing) 2			1				2									
TOEIC上級(Reading) 1			1					2								
TOEIC上級(Reading) 2			1						2							
英語総合(上級) 1			1							2						
英語総合(上級) 2			1								2					
英語海外研修	2				2	2							(集中)			

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
総合 教育 科目	言語 文化 科目	初修外国語	初修外国語入門1	1	(6 以上) (20 以上)	2								(集中) 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目
			初修外国語入門2	1			2							
			初修外国語初級1	1				2						
			初修外国語初級2	1					2					
			初修外国語総合1	1						2				
			初修外国語総合2	1							2			
			初修外国語海外研修	2				2	2					
	日本語	日本語読解1	①	2										
		日本語読解2	①			2								
		日本語作文1	①	2										
		日本語作文2	①			2								
		上級日本語読解1	①				2							
		上級日本語読解2	①					2						
		上級日本語作文1	①					2						
	科学科体	スポーツ科学実習	1			2								
		スポーツ科学	2				2							
	小 計		79	20以上		34	34	16	16	4	4	0	0	

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語についてはプレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語から構成され、複数の言語を卒業要件単位数に算入することも可能とする。ただし、各言語は必ず最初に「入門1」および「入門2」を履修しなければならない。
- ニ 留学生には「日本事情1」「日本事情2」の2科目4単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

3 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

イ. 高等学校教諭一種免許状・商業(経営学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教科に関する専門的事項	経営学基礎	②	2以上 左記より 必修・選 択必修 を含 め 24 単 位 以 上	2										
	初級簿記A	②		2										
	初級簿記B	②			2									
	マーケティング論	2			2									
	会計学基礎	2		2										
	商品企画論	2						2						
	経営管理論	2				2								
	経営戦略論	2				2								
	経営組織論	2				2								
	人的資源管理論	2						2						
	会計学総論	2				2								
	非営利組織の経営	2						2						
	マーケティング戦略論	2				2								
	財務管理論	2						2						
	国際経営論	2					2							
	財務会計論	2				2								
	情報処理概論	2			2									
	ビジネス統計	2					2							
	商業簿記A	2			2									
	商業簿記B	2				2								
	工業簿記A	2			2									
	工業簿記B	2				2								
	国際会計論	2					2							
	監査論	2						2						
	商法	2					2							
	会社法	2						2						
	地域産業論	2						2						
	職業指導	職業指導		④				2	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	商業科教育法1	②				2								
	商業科教育法2	②					2							
合 計		62	24以上	12	8	12	8	10	12	0	0			

ロ. 中学校教諭一種免許状・社会(商学科/社会・公民コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概論	④	左記より必修・選択必修を含め32単位			2	2						
		外国史概論	④		2	2								
		東洋史概論	2					2						
		日本経営史	2				2							
		日本経済史	2			2								
		アジア近現代史	2			2								
	地理学(地誌を含む。)	地理学概論	④				2	2						
		地誌学	④				2	2						
	「法学、政治学」	政治学概論	②				2							
		国際法	2						2					
		民法	2				2							
	「社会学、経済学」	商法	2						2					
		経済学総論A	②		2									
		経済学総論B	②			2								
		金融論A	2				2							
		金融論B	2					2						
		グローバルファイナンスA	2				2							
		グローバルファイナンスB	2					2						
		財政学	2					2						
		地方財政論	2						2					
		交通経済論	2				2							
	「哲学、倫理学、宗教学」	ミクロ経済学A	2				2							
		ミクロ経済学B	2					2						
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4		2以上				2	2				
		倫理学概論	2						2					
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法1	②					2						
		社会科教育法2	②					2						
		社会科・地歴科教育法	②						2					
		社会科・公民科教育法	②						2					
	合計		68		32	4	4	22	18	12	8	0	0	

注) 1. 上表の「アジア近現代史」は国際学部国際学科の開設科目であるため、履修希望者は自由科目制度を利用すること。

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

ハ. 高等学校教諭一種免許状・公民(商学科/社会・公民コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
教科に関する専門的事項	政治学概論	②	左 記 よ り 必 修 ・ 選 択 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上			2								国際政治を含む。		
	国際法	2						2								
	民法	2				2										
	商法	2						2								
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	経済学総論A		②	2											国際経済を含む。
		経済学総論B		②		2										
		金融論A		2			2									
		金融論B		2				2								
		グローバルファイナンスA		2				2								
		グローバルファイナンスB		2					2							
		財政学		2						2						
		地方財政論		2							2					
		交通経済論		2				2								
		ミクロ経済学A		2				2								
	ミクロ経済学B	2						2								
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論		4	2 以 上					2	2					
		倫理学概論		2						2						
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・公民科教育法		②						2						
		公民科教育法		②							2					
合 計		40	24以上	2	2	12	6	8	10	0	0					

二. 高等学校教諭一種免許状・商業(商学科/商業コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	商学総論A	2	左 記 よ り 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上	2									
		商学総論B	2			2								
		経営学総論A	②		2									
		経営学総論B	②			2								
		簿記A	②		2									
		簿記B	②			2								
		ITビジネス概論	2		2									
		商業簿記A	2				2							
		商業簿記B	2					2						
		工業簿記A	2					2						
		工業簿記B	2						2					
		マーケティング論A	2					2						
		マーケティング論B	2						2					
		日本商業史A	2					2						
		日本商業史B	2						2					
		流通システム論A	2						2					
		流通システム論B	2							2				
		情報処理論	2						2					
		プログラミング演習A	2							2				
		プログラミング演習B	2								2			
		物流論	2							2				
		国際物流論	2								2			
		会計学	2							2				
		経営管理論	2								2			
		ベンチャービジネス論	2									2		
		マーケティング・マネジメント論A	2									2		
		マーケティング・マネジメント論B	2										2	
		マーケティング戦略論	2									2		
		消費者行動論	2										2	
		製品管理論A	2									2		
		製品管理論B	2										2	
		eコマース論	2								2			
		情報管理論	2									2		
		経営情報論	2										2	
		ロジスティクス論	2									2		
		航空交通論A	2									2		
		航空交通論B	2										2	
		財務諸表論	2										2	
		職業指導	職業指導		④							2	2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	商業科教育法1		②							2		
			商業科教育法2		②								2	
		合 計			84	24以上	8	6	22	18	14	16	0	0

1 学則・奨学関係 (131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分および各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考			
			1年次		2年次		3年次		4年次		中学校	高等学校	卒業要件 単 位	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2							◎	◎	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2								◎	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2			2						◎	◎	
		人権教育	2				2					○	○	△
		生涯学習論	2				2					○	○	△
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2								◎	◎	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2				2					◎	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2						2			◎	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2				2					◎	○	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2						2			◎	◎	
	特別活動の指導法													
	教育の方法及び技術	教育方法論	2		2							◎	◎	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1						1	0		◎	◎	(集中)
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2				2					◎	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談の理論と方法	2				2					◎	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1					2	2			◎	◎	事前・事後指導
		教育実習2a	4							8		◎		(集中)
		教育実習2b	2								4		◎	(集中)
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2								2	◎	◎	
合 計			36	4	4	6	8	5	4	12	2			

- 注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の△印は、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

(3)大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道徳教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注) 上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にのみ適用される科目とする。

登録番号

131-3

○大阪産業大学経済学部修学規程

制 定	昭和40年4月1日
最近改正	令和 4年3月2日

第1章 総則

- 第1条** 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づく経済学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。
- 第2条** 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。
- 第3条** 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。
- 2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。
 - 3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。
- 第4条** 最終学年において、演習の審査に合格しなければならない。
- 2 卒業論文指導を含む演習をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。
- 第5条** 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。
- 2 3年次配当の演習1を登録し、学科配属が決定するまでの期間は、学部所属とする。
 - 3 経済学科に経済学コース、上級キャリアコース、観光ビジネスコース、公務員コースを置く。
 - 4 国際経済学科に経済学コース、上級キャリアコース、観光ビジネスコース、公務員コースを置く。
 - 5 履修コースへの配属、変更等については、別に定める。

第2章 履修申請

- 第6条** 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。
- 2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。
 - (1) 履修申請期間は、予め告示する。
 - (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
 - (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。
 - (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受け付け、変更または追加は認めない。
- 第7条** 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。
- 第7条の2** すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。
- 第8条** 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 48単位とする。編入学生についても48単位とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - イ 教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報機器および教材の活用を含む。）」に規定する科目。
 - ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。
 - ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 「演習1」を履修するためには、2年次前期修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、20単位以上修得していなければならない。
 - イ 履修する「演習1」の教員の学科所属により、経済学科および国際経済学科への学科配属を決定する。
 - ロ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。
- (2) 「演習2」を履修するためには、原則として、「演習1」をあらかじめ修得していなければならない。
- (3) 「演習3」を履修するためには、次のいずれかの条件をみたしていなければならない。
 - イ 原則として、「演習2」をあらかじめ修得していること。
 - ロ 2年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76単位以上修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- (4) 「演習4」を履修するためには、原則として、「演習3」をあらかじめ修得していなければならない。
- (5) 「演習1」、「演習2」、「演習3」および「演習4」を履修する際の教員は、原則として、同一人であること。
- (6) 卒業見込証明書は、次のいずれかの条件をみたしている者に対して発行する。
 - イ 3年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76単位以上修得し、かつ、原則として、「演習1」および「演習2」を修得済みの者。
 - ロ 本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、その年度に履修申請した単位を修得することによって充足できる者
 - ハ 2年次修了時点において、別に定める基準にしたがって、「演習1」と同時に「演習3」、「演習2」と同時に「演習4」の履修を認められた者

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

- (1) 経済学科
 - イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上（留学生は8単位以上。）および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。
 - ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、80単位以上とする。
 - ハ 他学部の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

総合教育 科 目	教 養 教 育 目	人 文 科 学	(留学生に限る)	20単位以上	124単位	学士 (経済学)	
		社 会 科 学					
		自 然 科 学					
		学 際 領 域					
		日 本 文 化					
言 語 文 化 目	英 語	初 修 外 国 語	(留学生に限る)	6単位以上 (留学生は 8単位以上)			
							日 本 語
							身 体 科 学 科 目
専 門 教 育 科 目	必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて 80単位以上(自由科目10単位を含む)						
4 年 以 上 在 学							

注) ①留学生は、言語文化科目分野の「日本語読解 1」、「日本語読解 2」、「日本語作文 1」、「日本語作文 2」、「上級日本語読解 1」、「上級日本語読解 2」、「上級日本語作文 1」および「上級日本語作文 2」を必修とする。

②卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

(2) 国際経済学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上(留学生は8単位以上。)および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、80単位以上とする。

ハ 他学部の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

総合教育 科 目	教 養 教 育 目	人 文 科 学	(留学生に限る)	20単位以上	124単位	学士 (経済学)	
		社 会 科 学					
		自 然 科 学					
		学 際 領 域					
		日 本 文 化					
言 語 文 化 目	英 語	初 修 外 国 語	(留学生に限る)	6単位以上 (留学生は 8単位以上)			
							日 本 語
							身 体 科 学 科 目
専 門 教 育 科 目	必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて 80単位以上(自由科目10単位を含む)						
4 年 以 上 在 学							

注) ①留学生は、言語文化科目分野の「日本語読解 1」、「日本語読解 2」、「日本語作文 1」、「日本語作文 2」、「上級日本語読解 1」、「上級日本語読解 2」、「上級日本語作文 1」および「上級日本語作文 2」を必修とする。

②卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 経済学科

イ 編入できるコースは、経済学コースに限る。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

ロ 必修科目は、12 単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「演習 1」、「演習 2」、「演習 3」および「演習 4」を修得すること。ただし、「基礎演習 1」および「基礎演習 2」は、履修することができない。

ハ 選択必修科目は、28 単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ② 専門教育科目区分の経済学基礎科目より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ③ 専門教育科目区分の経済学科展開科目より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ④ 専門教育科目区分の実践科目より 4 単位以上を修得すること。ただし、4 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ニ 選択科目は、22 単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学基礎科目より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学科展開科目より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の実践科目より 4 単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の国際経済学科展開科目より修得した単位と合わせて、22 単位を修得すること。
- ② 自由科目制度により修得した単位は、4 単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育科目	必修科目		12 単位	62 単位	学士 (経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目	8 単位		
		経済学基礎科目	8 単位		
		経済学科展開科目	8 単位		
		実践科目	4 単位		
選択科目 (自由科目より 4 単位を含む)		22 単位			
2 年 以 上 在 学					

(2) 国際経済学科

イ 編入できるコースは、経済学コースに限る。

ロ 必修科目は、12 単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「演習 1」、「演習 2」、「演習 3」および「演習 4」を修得すること。ただし、「基礎演習 1」および「基礎演習 2」は、履修することができない。

ハ 選択必修科目は、28 単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より、8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ② 専門教育科目区分の経済学基礎科目より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ③ 専門教育科目区分の国際経済学科展開科目より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ④ 専門教育科目区分の実践科目より 4 単位以上を修得すること。ただし、4 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ニ 選択科目は、22 単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学基礎科目より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の国際経済学科展開科目より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の実践科目より 4 単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の経済学科展開科目より修得した

単位と合わせて、22 単位を修得すること。

- ② 自由科目制度により修得した単位は、4 単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育 科目	必修科目		12単位	62単位	学士 (経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目	8単位		
		経済学基礎科目	8単位		
		国際経済学科展開科目	8単位		
		実践科目	4単位		
選択科目(自由科目より4単位を含む)		22単位			
2 年 以 上 在 学					

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の2(以下別表という。)に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を29単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を2単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種地理歴史の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数(卒業要件外教職科目を含む。)が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について、担当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに担当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。
 - (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警

1 学則・奨学関係（131-3 大阪産業大学経済学部修学規程）

報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。

(2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。

(3) 西日本旅客鉄道（JR 西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。

(4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

(1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常どおり1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。

(2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。

(3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。

(4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目表および単位数

1 経済学科

(1) 総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格単位数	週 時 間 数								備 考															
				1年次		2年次		3年次		4年次																	
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期																
総合教育科目	人文科学	文学	2		2																						
		哲学	2		2																						
		社会科学	地理学	2		2																					
			日本の社会と文化1	2		2																					
			日本の社会と文化2	2		2																					
			日本国憲法	2		2																					
		自然科学	現代の政治	2		2																					
			心理学	2		2																					
			自然科学総合	2		2																					
			文系のための数学	2		2																					
	学際領域	文系のための統計学	2		2																						
		平和学	2		2																						
		時事問題	2		2																						
		倫理学	2		2																						
	日本文化	日本事情1	2		2																					留学生向け科目	
		日本事情2	2		2																					留学生向け科目	
	人間教育	生涯学習論	2			2																				教職課程科目	
		人権教育	2			2																				教職課程科目	
	言語	英語	英語(Listening&Speaking)1	1		2																					
			英語(Listening&Speaking)2	1		2																					
TOEIC上級(Listening)1			1			2																					
TOEIC上級(Listening)2			1				2																				
英語(Reading&Writing)1			1		2																						
英語(Reading&Writing)2			1		2																						
TOEIC上級(Reading)1			1			2																					
TOEIC上級(Reading)2			1				2																				
英語総合(上級)1			1					2																			
英語総合(上級)2			1						2																		
英語海外研修		2			2	2																				(集中)	
初修外国語		初修外国語入門1	1		2																						
		初修外国語入門2	1			2																					
		初修外国語初級1	1				2																				
	初修外国語初級2	1					2																				
	初修外国語総合1	1						2																			
	初修外国語総合2	1							2																		
初修外国語	初修外国語海外研修	2				2	2																			(集中)	
	日本語	日本語読解1	①		2																					留学生向け科目	
		日本語読解2	①		2																						留学生向け科目
		日本語作文1	①		2																						留学生向け科目
		日本語作文2	①		2																						留学生向け科目
		上級日本語読解1	①			2																					留学生向け科目
上級日本語読解2		①				2																				留学生向け科目	
学身体目科	上級日本語作文1	①			2																					留学生向け科目	
	上級日本語作文2	①				2																				留学生向け科目	
学身体目科	スポーツ科学実習	1		2																							
	スポーツ科学	2		2																							
小 計		67	20以上	28	28	16	16	4	4	0	0																

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 1年次配当の英語についてはプレースメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし各言語は必ず最初に「入門1」および「入門2」を履修しなければならない。
- ハ 言語文化科目より6単位以上を含む20単位以上とする。留学生については「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ニ 留学生には英語のプレースメントテストを実施しない。
- ホ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・地理歴史(経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
教科に関する専門的事項	日 本 史	日本史概論	④	左記より必修を含め24単元以上			2	2						
		日本経済史	2				2							
		日本経営史	2							2				
	外 国 史	外国史概論	④		2	2								
		東洋史概論	②						2					
		経済史	2		2									
		社会史	2		2									
		経済学史	2		2									
		社会思想史	2			2								
		西洋経済史	2					2						
	人文地理学 ・ 自然地理学 地 誌	自然地理学概論	②							2				
		地理学概論	④							2	2			
		地誌学	④							2	2			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・地歴科教育法	②							2				
		地理歴史科教育法	②								2			
合 計		40	24以上	8	4	4	4	10	10	0	0			

ハ. 高等学校教諭一種免許状・公民(経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	法学概論	②	左 記 よ り 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上					2			
	国際法	②						2				
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	ミクロ経済学入門	②		2							
		マクロ経済学入門	②		2							
		国際経済学	②			2						
		日本経済論1	2		2							
		経済政策	2			2						
		社会政策	2			2						
		金融論1	2		2							
		財政学1	2		2							
		ミクロ経済学	2				2					
		マクロ経済学	2					2				
		日本経済論2	2					2				
		金融論2	2				2					
		財政学2	2					2				
		ファイナンス論1	2					2				
		地域経済論	2					2				
		世界経済論	2					2				
		地方財政論	2						2			
		ファイナンス論2	2							2		
中小企業論	2						2					
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学概論	②					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・公民科教育法	②					2					
	公民科教育法	②						2				
合 計		48	24以上	10	6	8	8	8	8	0	0	

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

二. 中学校教諭一種免許状・社会(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
教科に関する専門的事項	外国史概論	④	左記より必修を含め32単位	2	2											
	日本史概論	④				2	2									
	経済史	2		2												
	経済学史	2		2												
	社会史	2		2												
	社会思想史	2			2											
	日本経済史	2				2										
	西洋経済史	2					2									
	近代経済学史	2							2							
	東洋史概論	2							2							
	地理学概論	④						2	2							
	地誌学 (地誌を含む。)	④						2	2							
	自然地理学概論	2						2								
	観光論	2							2							
	「法学、政治学」	法学概論		②					2							
	国際法	2							2							
	「社会学、経済学」	ミクロ経済学入門		②	2											
		マクロ経済学入門		②	2											
		日本経済論1		2	2											
		経済政策		2		2										
		社会政策		2		2										
		金融論1		2	2											
		財政学1		2	2											
		国際経済学		2		2										
		ミクロ経済学		2			2									
		マクロ経済学		2				2								
		日本経済論2		2				2								
		金融論2		2			2									
		財政学2		2				2								
		ファイナンス論1		2				2								
		地域経済論		2			2									
		世界経済論		2			2									
		比較社会論		2					2							
		国際人権論		2					2							
		財政学3		2					2							
		国際金融論		2						2						
	「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学概論		②					2							
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法1		②			2									
		社会科教育法2		②				2								
		社会科・地歴科教育法		②					2							
		社会科・公民科教育法		②						2						
合 計		90	32	18	10	14	14	22	12	0	0					

ホ. 高等学校教諭一種免許状・地理歴史(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論	④	左記より必修を含め			2	2							
		日本経済史	2				2								
	外国史	外国史概論	④		2	2									
		東洋史概論	②					2							
		経済史	2		2										
		社会史	2		2										
		経済学史	2		2										
		社会思想史	2			2									
		西洋経済史	2				2								
	人文地理学 ・ 自然地理学	地理学概論	④		24					2	2				
		自然地理学概論	②		単					2					
	地誌	地誌学	④		位					2	2				
		観光論	2		以						2				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・地歴科教育法	②		上					2					
地理歴史科教育法		②							2						
合 計		40	24以上	8	4	4	4	10	10	0	0				

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

へ. 高等学校教諭一種免許状・公民(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法学概論	②	左 記 よ り 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上					2						
	国際法	②							2					
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	ミクロ経済学入門	②		2										
	マクロ経済学入門	②		2										
	国際経済学	②			2									
	日本経済論1	2		2										
	経済政策	2			2									
	社会政策	2			2									
	金融論1	2		2										
	財政学1	2		2										
	ミクロ経済学	2				2								
	マクロ経済学	2					2							
	日本経済論2	2					2							
	金融論2	2				2								
	財政学2	2					2							
	ファイナンス論1	2					2							
	地域経済論	2				2								
	世界経済論	2				2								
	比較社会論	2						2						
国際人権論	2						2							
財政学3	2						2							
国際金融論	2							2						
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学概論	②						2						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・公民科教育法	②						2						
	公民科教育法	②						2						
合 計		50	24以上	10	6	8	8	12	6	0	0			

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 および各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考			
			1年次		2年次		3年次		4年次		中学校	高等学校	卒業 要件 科目 単位	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2							◎	◎		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2							◎	◎		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2		2						◎	◎		
		人権教育	2			2					○	○		△
		生涯学習論	2		2						○	○		△
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2							◎	◎		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2			2					◎	◎		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2				2				◎	◎			
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2			2					◎	○		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					2			◎	◎		
	特別活動の指導法													
	教育の方法及び技術	教育方法論	2		2						◎	◎		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1				1	0			◎	◎		(集中)
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2			2					◎	◎		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2				2				◎	◎			
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1				2	2			◎	◎		事前・事後指導
		教育実習2a	4						8		◎			(集中)
		教育実習2b	2							4		◎		(集中)
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2							2	◎	◎		
合 計			36	4	4	6	8	5	4	12	2			

注)1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の△印は、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

(3)大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道德教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注)上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にのみ適用される科目とする。

登録番号

131-5

○大阪産業大学デザイン工学部修学規程

制 定	平成24年4月1日
最近改正	令和 4年3月2日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第25条、第27条、第28条、第29条および第30条に基づくデザイン工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入学種別と教育課程)

第2条 教育課程は、学科別、履修コース別に定める。

2 学則第13条に定める編入学生については、以下の学科別の入学区分にしたがって教育課程を定める。

(1) 情報システム学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分イと称する。)

ロ 学則第13条第2項第3号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分ロと称する。)

(2) 建築・環境デザイン学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 建築・環境デザイン学科に相当する高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分イと称する。)

ロ 工学系の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分ロの1と称する。)。なお、工学系には、デザイン・美術・工芸系、家政学系、生活科学系および造園学系を含む(ただし、イに含まれるものは除く。)

ハ 工学系以外の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分ロの2と称する。)

(3) 環境理工学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分イと称する。)

ロ 学則第13条第2項第3号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分ロの1と称する。)

ハ 工学系以外の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者(区分ロの2と称する。)

(授業科目の分類)

第3条 学生が履修する科目を分けて、フィールド教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。

ただし、環境理工学科においては、フィールド教育科目、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

(科目修得の条件)

第4条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第15条第3項ただし書きによるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなけれ

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

ばならない。

(卒業研究)

第5条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

(履修コースおよびジョイント・プログラム)

第6条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

(1) 建築・環境デザイン学科に、都市環境デザインコース、建築デザインコース、インテリアデザインコース、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースを置く。

(2) 環境理工学科に、環境技術コース、地域生態系コース、環境緑化コースおよび環境計画コースを置く。

2 履修コースへの配属、変更等については、別に定める。

第6条の2 3つの学科のうち2つの学科に跨る履修プログラムとして、ジョイント・プログラムを置く。

第2章 履修申請

(履修申請)

第7条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

(不合格科目の履修)

第8条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第8条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

(単位授与の条件)

第9条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

(履修可能単位数)

第10条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 情報システム学科

イ 48単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

① 教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち情報と職業および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

- ③ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
- (2) 建築・環境デザイン学科
 - イ 48 単位とする。
 - ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - ① 教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち情報と職業および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目
 - ② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目
 - ③ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
- (3) 環境理工学科
 - イ 48 単位とする。
 - ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - ① 教員免許取得に係る「教科および教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目
 - ② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。ただし、教育原理、教育心理学、道德教育の理論と方法、人権教育および生涯学習論の 5 科目は履修制限に含む。
 - ③ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
(卒業研究履修条件および卒業見込証明書)

第 1 1 条 卒業研究を履修するためには、次の各学科が定めた条件をみたさなければならない。

- (1) 情報システム学科
 - 卒業研究の履修条件は、本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、100 単位以上を修得し、第 3 年次までに配当された必修科目の未修得単位が、4 単位以内であること。ただし、編入学生で本規程第 2 条第 2 項第 1 号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 32 単位以上を修得していること。また、本規程第 2 条第 2 項第 1 号に定める区分「ロ」の者は、卒業資格最低単位数 74 単位のうち 42 単位以上を修得していること。
 - (2) 建築・環境デザイン学科
 - イ 本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、100 単位以上を修得していること。ただし、第 3 年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14 単位以内で、かつ、演習の未修得単位が 4 単位以内であること。
 - ロ 編入学生で本規程第 2 条第 2 項第 2 号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 32 単位以上を修得していること。ただし、第 3 年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14 単位以内で、かつ、演習の未修得単位が 4 単位以内であること。
 - ハ 編入学生で本規程第 2 条第 2 項第 2 号に定める区分「ロの 1」および「ロの 2」の者は、卒業資格最低単位数 74 単位のうち 42 単位以上を修得していること。ただし、第 3 年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14 単位以内で、かつ、演習の未修得単位が 4 単位以内であること。
 - (3) 環境理工学科
 - 卒業研究の履修条件は、本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、96 単位以上を修得し、第 3 年次までに配当された必修科目の未修得単位が、8 単位以内であること。ただし、編入学生で本規程第 2 条第 2 項第 1 号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 30 単位以上を修得していること。また、本規程第 2 条第 2 項第 1 号に定める区分「ロの 1」および「ロの 2」の者は、卒業資格最低単位数 72 単位のうち 40 単位以上を修得していること。
- 2 卒業見込証明書は、4 年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

(卒業要件)

第12条 学則第30条にもとづき、本規程別表第1の授業科目表および第2項に定めるところにしたがって、次の各学科が定めた単位を修得することを卒業要件とする。

2 学科別の卒業要件を次の各号に定める。

(1) 情報システム学科

- イ 在学中に124単位を修得しなければならない。
- ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて10単位とする。10単位を超えて修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。
- ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生向け科目より8単位、言語文化科目分野の日本語より8単位および身体科学科目分野を合わせて20単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- ニ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、94単位以上とする。
- ホ 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)
- ヘ ジョイント・プログラム履修学生については、4年次に他学科の卒業研究等を履修できるが、詳細については、別途定める。

フィールド教育科目	フィールドプラクティス		2単位	10単位以上		
	フィールド関連教養科目		要件なし			
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	要件なし	20単位以上	124単位	学士(工学)
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化(留学生に限る)	8単位			
	人間教育	要件なし				
	言語文化科目	英語(留学生を除く)	4単位以上			
初修外国語		要件なし				
日本語(留学生に限る)		8単位				
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目	必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、94単位以上(自由科目4単位を含む)					
4年以上在学						

- (注) ①1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ②初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ③留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ④「基礎数学および演習」「代数学1」「解析学1」「数学演習1」は、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。なお、プレイスメントテストの点数が、基準に満たない者は、「基礎数学および演習」を必ず履修しなければならない。
- ⑤「基礎数学および演習」を履修しなければならない者は、1年次後期に「代数学1」、「解析学1」および「数学演習1」を履修することができるものとし、「代数学2」、「解析学2」および「数学演習2」は2年次後期に履修することができる。
- ⑥「情報システム応用演習」および「ネットワーク構築演習1」のうち、いずれか1科目を必修

とする。なお、「ネットワーク構築演習 1」を履修する者は、「ネットワーク構築演習 2」を履修しなければならない。

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 在学中に 124 単位を修得しなければならない。

ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて 10 単位とする。10 単位を超えて修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生向け科目より 8 単位、言語文化科目分野の日本語より 8 単位および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ニ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、92 単位以上とする。

ホ 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 8 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

ヘ ジョイント・プログラム履修学生については、4 年次に他学科の卒業研究等を履修できるが、詳細については、別途定める。

フィールド教育科目	フィールドプラクティス		2単位	10単位以上		
	フィールド関連教養科目		要件なし			
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	要件なし	20単位以上	124単位	学士（工学）
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る) 8単位			
	人間教育	要件なし				
	言語文化科目	英語	(留学生を除く) 4単位以上			
		初修外国語	要件なし			
日本語		(留学生に限る) 8単位				
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目	必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、94単位以上(自由科目8単位を含む)					

(注) ①1 年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の 2 年次および 3 年次配当科目については、この限りではない。

②初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門 1」から履修しなければならない。

③留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。

④都市環境デザインコースの卒業要件単位数は、必修科目 54 単位、選択必修科目 16 単位以上および選択科目 24 単位以上、合計 94 単位以上とする。

⑤建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目 56 単位、選択必修科目 16 単位以上および選択科目 22 単位以上、合計 94 単位以上とする。

⑥クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目 50 単位および選択科目 44 単位以上、合計 94 単位以上とする。

⑦「環境計画論」「都市計画」「建築計画論」「住居計画論」は、都市環境デザインコース、建築デザインコース、インテリアデザインコースの 3 コースのみ必修。

⑧「インテリア計画論」は、建築デザインコース、インテリアデザインコース、クラフトデザインコース、プロダクトデザインコースの 4 コースのみ必修。

⑨「造形計画論」は、クラフトデザインコース、プロダクトデザインコースの 2 コースのみ必修。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

- ⑩「都市環境デザイン演習Ⅰ」「都市環境デザイン演習Ⅱ」は、都市環境デザインコースのみ必修。
- ⑪「建築デザイン演習Ⅰ」「建築デザイン演習Ⅱ」は、建築デザインコースのみ必修。
- ⑫「インテリアデザイン演習Ⅰ」「インテリアデザイン演習Ⅱ」は、インテリアデザインコースのみ必修。
- ⑬「クラフトデザイン演習Ⅰ」「クラフトデザイン演習Ⅱ」は、クラフトデザインコースのみ必修。
- ⑭「プロダクトデザイン演習Ⅰ」「プロダクトデザイン演習Ⅱ」は、プロダクトデザインコースのみ必修。

(3) 環境理工学科

- イ 在学中に 124 単位を修得しなければならない。
- ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて 12 単位以上とする。
- ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生用科目より 4 単位および言語文化科目分野の日本語より 8 単位を合わせて 12 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- ニ 専門教育科目は、必修、選択を合わせて、82 単位以上とする。
- ホ 実践教育科目は、必修、選択を合わせて、6 単位以上とする。
- ヘ 専門教育科目と実践教育科目を合わせて、92 単位以上とする。
- ト 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 8 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。
 - チ ジョイント・プログラム履修学生については、4 年次に他学科の卒業研究等を履修できるが、詳細については、別途定める。

フィールド教育科目	フィールドプラクティス	2単位	12単位以上	124単位	学士（理工学）
	フィールド関連教養科目	要件なし			
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	要件なし		
		社会科学	要件なし		
		自然科学	要件なし		
		学際領域	要件なし		
		日本文化 (留学生に限る)	4単位		
	言語文化科目	英語 (留学生を除く)	4単位以上		
		初修外国語	要件なし		
身体科学科目	日本語 (留学生に限る)	8単位			
専門教育科目	必修、必修の単位を合わせて、82単位以上。 (自由科目8単位を含む)		92単位以上		
実践教育科目	6単位以上				
4 年 以 上 在 学					

- (注) ①1 年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の 2 年次および 3 年次配当科目については、この限りではない。
- ②初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門 1」から履修しなければならない。
- ③留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

- ④環境技術コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目 30 単位、選択科目 52 単位以上、合計 82 単位以上とする。
- ⑤地域生態系コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目 32 単位、選択科目 50 単位以上、合計 82 単位以上とする。
- ⑥環境緑化コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目 28 単位、選択科目 54 単位以上、合計 82 単位以上とする。
- ⑦環境計画コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目 24 単位、選択科目 58 単位以上、合計 82 単位以上とする。
- ⑧「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」は、環境技術コースのみ必修とする。
- ⑨「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」は、地域生態系コースのみ必修とする。
- ⑩「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」は、環境緑化コースのみ必修とする。
- ⑪「環境まちづくり論」「環境アセスメント」は、環境計画コースのみ必修とする。

3 編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 情報システム学科

イ 本規程第2条第2項第1号に定める入学区分「イ」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス」「プログラミング 1」「プログラミング 2」「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。
- ② 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ③ 専門教育科目の他、フィールド教育科目を卒業要件単位として認め、修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

フィールド教育科目		要件なし	62単位	学士 (工学)
専門教育科目	必修科目	12単位		
	選択必修科目	2単位以上		
	選択科目	(自由科目4単位を含む) 48単位以上		
2 年 以 上 在 学				

ロ 本規程第2条第2項第1号に定める区分「ロ」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス」「プログラミング 1」「プログラミング 2」「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。
- ② 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ③ 専門教育科目の他、フィールド教育科目および総合教育科目を卒業要件単位として認め、フィールド教育科目より修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

フィールド教育科目		要件なし	74単位	学士 (工学)
総合教育科目		要件なし		
専門教育科目	必修科目	12単位		
	選択必修科目	2単位以上		
	選択科目	(自由科目4単位を含む) 48単位以上		
2 年 以 上 在 学				

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「イ」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG論」、「CAD・CG演習2」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は選択科目として取り扱う。また、都市環境デザインコースにおいては、「建築計画論」、「住居計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」、全員履修科目の「表現力基礎演習」、「プレゼンテーション演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	都市環境デザインコース			学士 (工学)
	必修科目	26単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	20単位		
	建築デザインコース/インテリアデザインコース			
	必修科目	28単位	62単位	
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	18単位		
	クラフトデザインコース/プロダクトデザインコース			
	必修科目	26単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	36単位		
	2年以上在学			

ロ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロの1」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG論」、「CAD・CG演習Ⅱ」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。また、都市環境デザインコースにおいては、「建築計画論」、「住居計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」、全員履修科目の「表現力基礎演習」、「プレゼンテーション演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

専門教育科目	都市環境デザインコース		74単位	学士 (工学)
	必修科目	30単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	28単位		
	建築デザインコース/インテリアデザインコース			
	必修科目	32単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	26単位		
	クラフトデザインコース/プロダクトデザインコース			
必修科目	30単位			
選択科目(自由科目4単位を含む)	44単位			
2年以上在学				

ハ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロの2」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG 演習Ⅱ」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。また、都市環境デザインコースにおいては、「建築計画論」、「住居計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」、全員履修科目の「表現力基礎演習」、「プレゼンテーション演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	都市環境デザインコース		74単位	学士 (工学)
	必修科目	32単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	26単位		
	建築デザインコース/インテリアデザインコース			
	必修科目	34単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む)	24単位		
	クラフトデザインコース/プロダクトデザインコース			
必修科目	32単位			
選択科目(自由科目4単位を含む)	42単位			
2年以上在学				

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(3) 環境理工学科

イ 本規程第2条第2項第3号に定める入学区分「イ」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス 1」「環境学概論」「データ分析入門 1」「データ分析入門 2」「情報機器の操作 1」「情報機器の操作 2」「フィールドスタジオ演習 1」および「フィールドスタジオ演習 2」は選択科目として取り扱う。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ④ 専門教育科目の他、フィールド教育科目、実践教育科目を卒業要件単位として認める。
- ⑤ 環境技術コースの履修者は、「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑥ 地域生態系コースの履修者は、「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑦ 環境緑化コースの履修者は、「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」の4単位を必修とする。
- ⑧ 「入門ゼミ 1」および「入門ゼミ 2」は、履修することができない。

フィールド教育科目		要件なし		
専門教育科目	環境技術コース		62単位 (自由科目4単位を含む)	学士 (理工学)
	必修科目	10単位		
	選択必修科目	4単位以上		
	地域生態系コース			
	必修科目	10単位		
	選択必修科目	4単位以上		
実践教育科目	環境緑化コース			
	必修科目	14単位		
	環境計画コース			
	必修科目	10単位		
		4単位以上		
2 年 以 上 在 学				

ロ 本規程第2条第2項第3号に定める区分「ロの1」「ロの2」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス 1」「環境学概論」「データ分析入門 1」「データ分析入門 2」「情報機器の操作 1」「情報機器の操作 2」「フィールドスタジオ演習 1」および「フィールドスタジオ演習 2」は選択科目として取り扱う。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ④ 専門教育科目の他、フィールド教育科目、実践教育科目を卒業要件単位として認める。
- ⑤ 環境技術コースの履修者は、「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑥ 地域生態系コースの履修者は、「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑦ 環境緑化コースの履修者は、「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」の4単位を必修とする。
- ⑧ 「入門ゼミ 1」および「入門ゼミ 2」は、履修することができない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

フィールド教育科目	要件なし		
専門教育科目	環境技術コース 必修科目	10単位	72単位 (自由科目4単位 を含む)
	選択必修科目	4単位以上	
	地域生態系コース 必修科目	10単位	
	選択必修科目	4単位以上	
	環境緑化コース 必修科目	14単位	
	環境計画コース 必修科目	10単位	
	実践教育科目	4単位以上	
2 年 以 上 在 学			学士 (理工学)

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

(履修の必要な科目)

第13条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の4(以下別表という。)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 情報システム学科

イ 中学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を29単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を2単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

ハ 高等学校教諭一種情報の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を30単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を4単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 中学校教諭一種美術の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を32単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を29単位、合わせて61単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種美術の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を26単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を8単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

ハ 高等学校教諭一種工芸の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を30単位、「教育の基礎的

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を4単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

ニ 高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(3) 環境理工学科

イ 中学校教諭一種理科の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を29単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を2単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種理科の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科および教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(教育実習等の履修)

第14条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む。）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。

(2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について、担当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。

(3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに担当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

(試験)

第15条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。

3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

(追試験)

第16条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受

験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。

- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90 点満点とする。

(試験における注意義務)

第 17 条 単位認定に係わる試験 (以下「試験」という。) を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項 (以下「注意義務」という。) を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

(試験における不正行為)

第 18 条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。
- (1) 前項 1 号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項 2 号から 6 号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第 48 条に基づいて懲戒処分とする。

第 7 章 雑則

(特別な事態における授業実施)

第 19 条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第 2 項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県 (阪神地域) に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報 (大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル 4 以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道 (JR 西日本) 「片町線」 (学研都市線 / 京橋 ~ 松井山手間) の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道 (Osaka Metro) 「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」 (本町 ~ 生駒間) および近畿日本鉄道「奈良線」の 2 交通機関が同時に途絶しているとき。

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。
- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常どおり1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
 - (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
 - (4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。
- 3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。
- 5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目表および単位数

1 情報システム学科

(1)フィールド教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週時間数								備考									
				1年次		2年次		3年次		4年次											
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期										
フィールド教育科目	フィールドプラクティス	②	10以上	8																	
	情報と数学	2		2																	全員履修科目
	コンピュータの仕組み	2		2																	全員履修科目
	デザインと設計	2		2																	
	色彩と構図	2				2															
	情報社会と倫理	2			2																全員履修科目
	表現技術	2				2															
	小計	14		10以上	12	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 専門教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格単位数	週 時 間 数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎科目	基礎数学および演習	4	4以上 必修 18 ・ 選択必修 6以上 ・ 選択 70以上 ・ 合計 94以上	6									◎	
	代数学1	2		2	(2)								全員履修科目	◎
	解析学1	2		2	(2)								全員履修科目	◎
	数学演習1	1		2	(2)								全員履修科目	◎
	代数学2	2		2		(2)								
	解析学2	2		2		(2)								
	数学演習2	1		2		(2)								
	幾何学1	2				2								
	幾何学2	2					2							
	確率論	2					2							
統計学	2					2								
専門教育科目	コンピュータ系科目	ソフトウェア基礎論	2				2							
		数値解析	2			2								
		アルゴリズムとデータ構造1	2			2								
		アルゴリズムとデータ構造2	2				2							
		プログラミング言語	2					2						
		ソフトウェアデザイン	2					2						
		データベース工学	2						2					
		制御システムのデザイン	2						2					
		システムの最適デザイン	2						2					
		情報システムの構築	2							2				
	コンテンツ系科目	情報機器	2			2								
		情報通信	2						2					
		計測と信号処理	2						2					
		情報ネットワーク	2					2						
		ネットワークプログラミング	2						2					
		情報セキュリティ	2							2				
		論理回路	2			2								
		オペレーティングシステム	2				2							
		ハードウェアデザイン	2					2						
		組込みシステム基礎	2					2						
応用組込みシステム	2							2						
力と運動	2			2										
光の性質	2				2									
画像処理	2					2								
ヒューマンインタフェース	2				2									
Webプログラミング	2						2							
コンピュータグラフィックス	2						2							
コンピュータシミュレーション	2							2						
感性ものづくり	2				2									
匠の技と情報科学	2						2							
サービスサイエンス	2							2						
3次元CAD	2					2								
知的財産権	2						2							

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

区分	科目	単位	最低卒業資格 卒業単位数	週 時 間 数								備考													
				1年次		2年次		3年次		4年次															
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期														
専 門 教 育 科 目	P B L 科 目	プログラミング1	②	必 修 18 ・ 選 必 6 以 上 ・ 選 択 70 以 上 ・ 合 計 94 以 上	2																				
		プログラミング2	②			2																			
		デジタルコンテンツ演習	①		2																				
		ネットワークアプリケーション演習	①			2																			
		プログラミング演習1	②				4																		
		プログラミング演習2	②					4																	
		情報システム基礎演習	②					4																	
		情報システム応用演習	2							4															
		ネットワーク構築演習1	2								4														
		ネットワーク構築演習2	2									4													
	キ ャ リ ア 関 連 科 目	情報と経営	2				2																		
		情報と産業	2			2																	(オムニバス形式)		
		ライセンス支援1	2			2																	(オムニバス形式)		
		ライセンス支援2	2				2																(オムニバス形式)		
		キャリアプランニング1	2				2																		
		キャリアプランニング2	2					2																	
	研 卒 究 業	情報システムゼミナール	②								2														
		卒業研究	④																			8	8		
小計		124	94以上	16	12	26	30	32	22	8	8														
フィールド教育科目、総合教育科目、専門教育科目 合計		223	124	62	56	46	50	34	24	8	8														

※ PBL科目：実践ベース学習(Practice Based Learning)科目

注) 専門教育科目の履修要件

イ 備考欄中の◎印の付いた科目は、プレースメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。

ロ プレースメントテストの点数が基準に満たない者は、「基礎数学および演習」を必ず履修しなければならない。

ハ 「基礎数学および演習」を履修しなければならない者は、1年次後期に「代数学1」、「解析学1」および「数学演習1」を履修することができるものとし、「代数学2」、「解析学2」および「数学演習2」は2年次後期に履修することができる。

ニ 「情報システム応用演習」および「ネットワーク構築演習1」のうち、いずれか1科目を必修とする。

なお、「ネットワーク構築演習1」を履修する者は、「ネットワーク構築演習2」を履修しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

2 建築・環境デザイン学科

(1) フィールド教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
フィールド 教育科目	テブル フライ スク フィールド	フィールドプラクティス	②	10以上	8										
	フィールド 教養 関連 科目	アートとデザイン	2		2										
		くらしとデザイン	2		2										
		まちづくり・観光とデザイン	2		2										
		自然科学とデザイン	2		2										
		メディアとデザイン	2		2										
		表現と鑑賞	2		2										
	小 計		14		10以上	14	6	0	0	0	0	0	0	0	0

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(3) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目、一印は原則としてコースによって履修できない科目)

区分	科目	単位	履修コース					卒業資格最低単位数	週 時 間 数				備考						
			都市環境デザイン	建築デザイン	インテリアデザイン	クラフトデザイン	プロダクトデザイン		1年次		2年次			3年次		4年次			
									前	後	前	後		前	後	前	後		
専門教育科目	理論関連科目	景観工学											2						
		人間環境学												2					
		環境デザイン理論	○	○	○	○	○	2											
		建築論										2							
		インテリア空間論											2						
		アート論									2								
		色彩学									2								
		造形心理学									2								
		環境デザイン特別講義 I											2						
	環境デザイン特別講義 II												2						
	歴史関連科目	都市史									2								
		西洋建築史									2								
		日本建築史									2								
		インテリアデザイン史											2						
		西洋美術史									2								
		日本美術史							必修 54	必修 56	必修 56	必修 50	必修 50		2				
		デザイン史												2					
	計画関連科目	環境計画論	○	○	○				・	・	・	・	・		2				△コース必修
		都市計画	○	○	○				選	選	選	選	選		2				△コース必修
		建築計画論	○	○	○				16	16	16				2				△コース必修
		住居計画論	○	○	○				以上	以上	以上				2				△コース必修
		インテリア計画論		○	○	○	○		・	・	・				2				△コース必修
		造形計画論				○	○		選	選	選	選	選		2				△コース必修
	デザイン関連科目	都市環境デザイン論	○	○	○	○	○		24	22	22	44	44		2				
		建築デザイン論	○	○	○	○	○		以上	以上	以上	以上	以上		2				
		インテリアデザイン論	○	○	○	○	○		・	・	・	・	・		2				
		クラフトデザイン論	○	○	○	○	○		合計	合計	合計	合計	合計		2				
		プロダクトデザイン論	○	○	○	○	○		94	94	94	94	94		2				
	建築工学関連科目	構造工学 I							以上	以上	以上	以上	以上		2				
		構造工学 II)))))			2			
		建築構法													2				
		構造計画論														2			
建築設備工学														2					
建築環境工学							16							2					
構造材料学																2			
建築材料学															2				
施工法																2			
建築法規																	2		

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

区分	科目	単位	履修コース					卒業資格最低単位数	週時間数								備考	
			都市環境デザイン	建築デザイン	インテリアデザイン	クラフトデザイン	プロダクトデザイン		1年次		2年次		3年次		4年次			
									前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
講義 スキル関連科目	建築意匠材料論	2										2						
	デザインマテリアル論	2									2							
PBL科目 講義及び 関連科目	機械工学概論	2									2							
	建築設計製図法	2	○	○	○	○	○			2								
PBL科目 講義及び 関連科目	デジタルプレゼンテーション論	2	○	○	○	○	○			2								
	CAD・CG論	2	○	○	○	○	○			2								
PBL科目 講義及び 関連科目	キャリアデザイン	2											2					
	インターンシップ	2											2				(集中)	
PBL科目 展開演習科目 (キャリア教育演習を含む)	CAD・CG演習 I	2	○	○	○	○	○					4						
	CAD・CG演習 II	2	○	○	○	○	○					4						
	建築・環境デザイン基礎演習 I	2	○	○	○	○	○			4								
	建築・環境デザイン基礎演習 II	2	○	○	○	○	○	必修 54	必修 56	必修 56	必修 50	必修 50		4				
	建築・環境デザイン基礎演習 III	2	○	○	○	○	○						4					
	建築・環境デザイン基礎演習 IV	2	○	○	○	○	○						4					
	都市環境デザイン演習 I	4	○	-	-	-	-	選必修 16	選必修 16	選必修 16				9			△コース必修	
	都市環境デザイン演習 II	4	○	-	-	-	-							9			△コース必修	
	建築デザイン演習 I	4	-	○	-	-	-	以上	以上	以上				9			△コース必修	
	建築デザイン演習 II	4	-	○	-	-	-							9			△コース必修	
	インテリアデザイン演習 I	4	-	-	○	-	-	選択 24	選択 22	選択 22	選択 44	選択 44			9		△コース必修	
	インテリアデザイン演習 II	4	-	-	○	-	-							9			△コース必修	
	クラフトデザイン演習 I	4	-	-	-	○	-	以上	以上	以上	以上	以上			9		△コース必修	
	クラフトデザイン演習 II	4	-	-	-	○	-							9			△コース必修	
	プロダクトデザイン演習 I	4	-	-	-	-	○	合計 94	合計 94	合計 94	合計 94	合計 94			9		△コース必修	
	プロダクトデザイン演習 II	4	-	-	-	-	○							9			△コース必修	
造形・美術演習 I	2						以上	以上	以上	以上	以上			4				
造形・美術演習 II	2												4					
建築・環境デザイン及び計画演習	4	○	○	○	○	○									9			
卒業研究	4	○	○	○	○	○									8	8		
小計		156	94以上								12	14	34	28	67	59	17	8
フィールド教育科目、総合教育科目、専門教育科目 合計		257	124								60	60	52	46	69	61	17	8

※ PBL科目：実践ベース学習(Practice Based Learning)科目

注) 専門教育科目の履修要件

都市環境デザインコースの卒業要件単位数は必修科目54単位、選択必修科目16単位以上および選択科目24単位以上、合計94単位以上とする。

建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目56単位、選択必修科目16単位以上および選択科目22単位以上、合計94単位以上とする。

クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目50単位および選択科目44単位以上、合計94単位以上とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

3 環境理工学科

(1)フィールド教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
フィールド教育科目	フィールドプラクティス1	②	12以上	8											
	フィールドプラクティス2	2			8										
	環境技術入門	2		2										オムニバス	
	自然と人の共生	2		2										オムニバス	
	環境緑化入門	2		2										オムニバス	
	持続可能な社会のデザイン	2		2										オムニバス	
	環境問題へのアプローチ	2					2							オムニバス	
	小 計	14		12以上	12	12	0	2	0	0	0	0	0		

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(2)総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
総合教育科目	人文科学	哲学	2	20 以上		2							留學生は、 いずれか1科目を必ず履修		
		心理学	2		2										
		社会思想史	2		2										
		日本の社会と文化1	2		2										
		日本の社会と文化2	2		2										
		社会科学	日本国憲法		2	2									
			経済学		2	2									
			地理学		2	2									
		自然科学	数学の基礎		2	2									
			物理の基礎		2	2									
	化学の基礎		2		2										
	生物の基礎		2		2										
	学際領域	時事問題	2		2										
		倫理学 (工業倫理含む)	2		2										
	科学技術史	科学技術史	2		2										
		文日文化本	2		2										
	教育原理	教育原理	2		2										
		教育心理学	2		2										
	人間教育	道德教育の理論と方法	2					2							
		人権教育	2					2							
		生涯学習論	2				2								
	言語文化科目	英語	英語 (Listening&Speaking) 1		1	2									留學生向け科目 留學生向け科目 教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目 集中
			英語 (Listening&Speaking) 2		1	2									
			英語 (Listening&Speaking) 3		1		2								
			英語 (Listening&Speaking) 4		1			2							
			TOEIC上級 (Listening) 1		1			2							
			TOEIC上級 (Listening) 2		1				2						
			英語 (Reading&Writing) 1		1	2									
			英語 (Reading&Writing) 2		1	2									
			英語 (Reading&Writing) 3		1		2								
			英語 (Reading&Writing) 4		1			2							
			TOEIC上級 (Reading) 1		1			2							
			TOEIC上級 (Reading) 2		1				2						
			英語総合 (上級) 1		1					2					
			英語総合 (上級) 2		1						2				
英語海外研修		2			2	2									
初修外国語		初修外国語入門 1	1	2											
		初修外国語入門 2	1	2											
		初修外国語初級 1	1		2										
	初修外国語初級 2	1			2										
日本語	日本語読解 1	①	2												
	日本語読解 2	①	2												
	日本語作文 1	①	2												
	日本語作文 2	①	2												
	上級日本語読解 1	①			2										
	上級日本語読解 2	①				2									
上級日本語作文	上級日本語作文 1	①			2										
	上級日本語作文 2	①				2									
科目身体	スポーツ科学実習	1	2												
	運動科学	2	2												
小計		75	20以上	28	34	18	20	2	2	0	0				

注)総合教育科目の履修要件

イ 1年次配当の英語については、プレイメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。

ただし、英語の2年次及び3年次配当科目については、この限りではない。

ロ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留學生には適用しない。

ハ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。

ニ 留學生は、教養教育科目の日本文化2科目4単位および言語文化科目の日本語8科目8単位、計10科目12単位を必修とし、「日本の社会と文化1」および

「日本の社会と文化2」について、いずれか1科目を必ず履修しなければならないこととする。また、留學生は言語文化科目の母語を履修することはできない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(3) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目)

区分	科目	単位	履修コース				最低卒業資格 単位数	週時間数				備考			
			環境技術 コース	系 コース	地域 生態 コース	環境 緑化 コース		環境 計画 コース	1年次	2年次	3年次		4年次		
									前期	後期	前期		後期	前期	後期
専門教育科目	基盤科目	環境学概論	2	○	○	○	○	2						オムニバス	
		データ分析入門1	2	○	○	○	○	2							
		データ分析入門2	2	○	○	○	○	2		2					
		情報機器の操作1	2	○	○	○	○	4							
		情報機器の操作2	2	○	○	○	○	4							
		コンピュータグラフィックス	2							4					
		Webデザイン/プレゼンテーション	2								4				
		物理学概論	2							2					
		化学概論	2							2					
		生物学概論	2							2					オムニバス
		地学概論	2							2					
		環境と物理学	2								2				
		環境と化学	2								2				
		生態学	2		○						2				オムニバス
		宇宙科学と人類	2								2				
		環境のための分析化学	2								2				
	水環境工学	2	○							2					
	社会調査の基礎	2						必修	必修	必修	必修			オムニバス	
	環境まちづくり論	2					○	30	32	28	24				
	社会調査の手法	2										2			
	大気環境学	2						・	・	・	・		2		
	統計解析の基礎	2						選択	選択	選択	選択		2		
	統計解析の応用	2						選択	選択	選択	選択		2		
	発展科目	植生管理とビオトープ	2					52	50	54	58		2		オムニバス
		緑の環境工学	2					以上	以上	以上	以上		2		
		地域コミュニティ論	2										2		
		環境政策論	2					・	・	・	・		2		
		花と緑の計画論	2					合計	合計	合計	合計		2		
		緑地マネジメント論	2										2		
		廃棄物論	2										2		
		環境経済論	2					82	82	82	82		2		
		土壌環境論	2					以上	以上	以上	以上		2		
植生学と自然		2		○								2		オムニバス	
ランドスケープ計画論		2				○						2		オムニバス	
地域環境のシステム分析		2										2			
空間情報科学		2										2			
環境制御論		2	○										2		
原子力とエネルギー		2	○										2		
水生生物学		2			○								2		
生物多様性と文化	2			○								2			
生態系評価とビオトープ施工論	2											2			
緑化植物論	2				○							2			
生命と多様性の科学	2											2			
ランドスケープの歴史	2											2			
環境のマネジメント	2											2			

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(各履修コースの○印は必修科目)

区分	科目	単位	履修コース				最低卒業資格 単位数	週時間数				備考						
			環境技術 コース	系域生態 コース	環境緑化 コース	環境計画 コース		1年次		2年次			3年次		4年次			
								前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期		
専門教育科目	フィールドスタジオ演習 1	2	○	○	○	○	(環境技術)	(地域生態)	(環境緑化)	(環境計画)		4				オムニバス		
	フィールドスタジオ演習 2	2	○	○	○	○					4				オムニバス			
	環境理工学演習 1	2	○	○	○	○					4							
	環境理工学演習 2	2	○	○	○	○						4						
	地球環境演習	2					必修	必修	必修	必修		2	2			集中		
	生態学特別演習 1	2									2	2				集中		
	生態学特別演習 2	2					30	32	28	24		2	2			集中		
	生物資源活用演習	2					・	・	・	・			2	2		集中		
	緑化施工演習	2										2	2			集中		
	緑地マネジメント演習	2					選択	選択	選択	選択		2				集中		
	環境計画フィールド演習 1	2										2	2			集中		
	環境計画フィールド演習 2	2					52	50	54	58			2	2		集中		
	CAD演習 1	1					以上	以上	以上	以上		2						
	CAD演習 2	1										2						
	GIS演習 1	2					・	・	・	・			4					
	GIS演習 2	2											4					
	実験	物理学実験	2					合計	合計	合計	合計	4					コンピュータ活用を含む	
		化学実験	2					82	82	82	82		4				オムニバス	
		生物学実験	2					以上	以上	以上	以上			4			コンピュータ活用を含む	
		地学実験	2										4				オムニバス	
研究	卒業研究	4	○	○	○	○							4	4		コンピュータ活用を含む		
	卒業研究	4	○	○	○	○								8	8			
	小計	134	82以上								12	10	38	46	34	34	14	8

注) 専門教育科目の履修要件

環境技術コースの卒業要件単位数は必修科目30単位、選択科目52単位以上、合計82単位以上とする。
 地域生態系コースの卒業要件単位数は必修科目32単位、選択科目50単位以上、合計82単位以上とする。
 環境緑化コースの卒業要件単位数は必修科目28単位、選択科目54単位以上、合計82単位以上とする。
 環境計画コースの卒業要件単位数は必修科目24単位、選択科目58単位以上、合計82単位以上とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(4) 実践教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
実践教育科目	キャリア関連科目	入門ゼミ1	①	6以上	2									
		入門ゼミ2	①			2								
		環境資格対策1	1		2									
		環境資格対策2	1			2								
		キャリアデザイン1	②				2							
		キャリアデザイン2	②					2						
		特別演習1	1						2					
		特別演習2	1								2			
		小計	10	6以上	4	4	2	2	2	2	0	0		
フィールド教育科目、総合教育科目、専門教育科目、実践教育科目 合計		233	124	56	60	58	70	38	38	14	8			

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

4 教員免許取得に係る科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

イ. 中学校教諭一種免許状・数学(情報システム学科)

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
教科に関する専門的事項	代数学	代数学1	②	左記より必修・選択必修を 含め 28 単 位 以 上	2	(2)								
		代数学2	②			2								
		数学演習1	①		2	(2)								
		情報と数学	2		2									
		アルゴリズムとデータ構造1	2				2							
	幾何学	幾何学1	②				2							
		幾何学2	②					2						
	解析学	解析学1	②		2	(2)								
		解析学2	②			2								
		数学演習2	①			2								
	「確率論、統計学」	確率論	2		②			2						
		統計学	2					2						
	コンピュータ	コンピュータの仕組み	②			2								
		数値解析	②				2							
		アルゴリズムとデータ構造2	2					2						
		論理回路	2				2							
		コンピュータシミュレーション	2							2				
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法1	②				2							
		数学科教育法2	②					2						
		数学科教育法3	②						2					
数学科教育法4		②						2						
合計		40	28以上	10	6	12	8	2	4	0	0			

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・数学(情報システム学科)

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分及び各科目に含めることが 必要な事項	授 業 科 目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
教科に関する専門的 事項	代数学	代数学1	②	左 記 よ り 必 修 ・ 選 択 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上	2	(2)								
		代数学2	②			2								
		数学演習1	①		2	(2)								
		情報と数学	2		2									
		アルゴリズムとデータ構造1	2					2						
	幾何学	幾何学1	②					2						
		幾何学2	②						2					
	解析学	解析学1	②		2	(2)								
		解析学2	②			2								
		数学演習2	①			2								
	「確率論、統計学」	確率論	2		②			2						
		統計学	2					2						
	コンピュータ	コンピュータの仕組み	②			2								
		数値解析	②				2							
		アルゴリズムとデータ構造2	2					2						
		論理回路	2				2							
		コンピュータシミュレーション	2							2				
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法1	②					2						
		数学科教育法2	②						2					
		数学科教育法3	2							2				
数学科教育法4		2							2					
合計		40	24以上	10	6	12	8	2	4	0	0			

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

ハ. 高等学校教諭一種免許状・情報 (情報システム学科)

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備考															
				1年次		2年次		3年次		4年次																	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会と倫理	②		2																						
		知的財産権	②						2																		
		システムの最適デザイン	2						2																		
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)		プログラミング1	②	2																						
			プログラミング2	②		2																					
			プログラミング演習1	②				4																			
			プログラミング演習2	②					4																		
			オペレーティングシステム	②						2																	
	情報システム (実習を含む。)		感性ものづくり	2						2																	
		情報システム (実習を含む。)		ネットワークアプリケーション演習	①		2																			△	
				データベース工学	②							2															
				ハードウェアデザイン	2						2																
				プログラミング言語	2							2															
			ソフトウェアデザイン	2						2																	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)		デジタルコンテンツ演習	①	2																					△	
			情報ネットワーク	②					2																		
			ネットワークプログラミング	2						2																	
			計測と信号処理	2							2																
			情報通信	2								2															
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)		コンピュータグラフィックス	②						2																実習を含む。	
			画像処理	2						2																	
	情報と職業		情報と職業	④							2	2															
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		情報科教育法1	②							2															
	情報科教育法2		②									2															
合計			48	30以上	4	6	4	10	20	10	0	0															

注) 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

ニ. 中学校一種免許状・美術(建築・環境デザイン学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教科に関する専門的事項	絵画(映像メディア表現を含む。)	造形・美術演習Ⅰ	②					4						左記より必修を含め32単位	△
		色彩学	2			2									
		デジタルプレゼンテーション論	②	2											
	彫刻	造形・美術演習Ⅱ	②						4						
		建築・環境デザイン基礎演習Ⅱ	②		4										
		造形心理学	2			2									
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	アートとデザイン	2		2										
		プロダクトデザイン論	②			2									
		造形計画論	②				2								
		CAD・CG演習Ⅰ	②				4								
		CAD・CG演習Ⅱ	②					4							
		CAD・CG論	②		2										
	工芸	デザインマテリアル論	2				2								
		クラフトデザイン論	②		2										
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	西洋美術史	2			2									
		日本美術史	②				2								
		デザイン史	2			2									
		アート論	②			2									
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	美術科教育法1	②			2									
		美術科教育法2	②				2								
美術科教育法3		②					2								
美術科教育法4		②						2							
合 計		44	32	4	10	16	12	6	6	0	0				

注) 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

ホ. 高等学校一種免許状・美術(建築・環境デザイン学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教科に関する専門的事項	絵画(映像メディア表現を含む。)	造形・美術演習Ⅰ	②	左記より必修を含め26単位以上					4					△	
		色彩学	2				2								
		デジタルプレゼンテーション論	②		2										
	彫刻	造形・美術演習Ⅱ	②							4					
		建築・環境デザイン基礎演習Ⅱ	②			4									
		造形心理学	2				2								
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	アートとデザイン	2		2										
		プロダクトデザイン論	②			2									
		造形計画論	②					2							
		CAD・CG演習Ⅰ	②				4								
		CAD・CG演習Ⅱ	②					4							
		CAD・CG論	②			2									
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	西洋美術史	2				2								
		日本美術史	②					2							
		デザイン史	2				2								
		アート論	②				2								
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	美術科教育法1	②				2								
		美術科教育法2	②					2							
		美術科教育法3	2						2						
		美術科教育法4	2							2					
合 計		40	26以上	4	8	16	10	6	6	0	0				

注) 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

へ. 高等学校一種免許状・工芸(建築・環境デザイン学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教科に関する専門的事項	図法・製図	建築設計製図法	②	左記より必修・選択必修を含む30単元以上	2									△	
	デザイン	アートとデザイン	2		2										
		プロダクトデザイン論	②			2									
		造形計画論	②				2								
		CAD・CG演習Ⅰ	②				4								
		CAD・CG演習Ⅱ	②					4							
		CAD・CG論	②			2									
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	クラフトデザイン演習Ⅰ	4		8 注)2					9					
		クラフトデザイン演習Ⅱ	4							9					
		プロダクトデザイン演習Ⅰ	4						9						
		プロダクトデザイン演習Ⅱ	4						9						
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	西洋美術史	2					2							
		日本美術史	②					2							
		デザイン史	2					2							
		アート論	②					2							
		デザインマテリアル論	2					2							
		クラフトデザイン論	②				2								
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	工芸科教育法1	②							2					
		工芸科教育法2	②							2					
	合 計				46	30以上	4	6	10	10	20	20	0		0

- 注) 1. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目
 2. 工芸制作(プロダクト制作を含む。)区分の科目について、クラフトデザインコースの者はクラフトデザイン演習Ⅰ、Ⅱを、プロダクトデザインコースの者はプロダクトデザイン演習Ⅰ、Ⅱを修得しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

チ. 中学校教諭一種免許状・理科(環境理工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含まれること が必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
教科に関する専門的事項	物理学	物理学概論	②	左 記 よ り 必 修 を 含 め 28 単 位 以 上			2							※		
		環境と物理学	2					2							※	
		原子力とエネルギー	2							2						※
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	②			2										コンピュータ活用を含む※
	化学	化学概論	②					2								※
		環境と化学	2					2								※
		環境のための分析化学	2					2								※
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験	②				2									オムニバス コンピュータ活用を含む※
	生物学	生物学概論	②					2								オムニバス※
		生態学	②					2								オムニバス※
		植生学と自然	2							2						オムニバス※
		水生生物学	2								2					※
		生命と多様性の科学	2									2				※
		生態学特別演習1	2					2	2							※
		生態学特別演習2	2					2	2							※
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験	②							2						コンピュータ活用を含む※
	地学	地学概論	②					2								※
		地球環境演習	2							2	2					集中※
		宇宙科学と人類	2							2						※
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験	②							2						オムニバス コンピュータ活用を含む※
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	理科教育法1	②				2										
	理科教育法2	②						2								
	理科教育法3	②							2							
	理科教育法4	②								2						
合 計		48	28以上	2	2	16	18	6	8	2	0					

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

リ. 高等学校教諭一種免許状・理科(環境理工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
教科に関する専門的事項	物理学	物理学概論	②	左 記 よ り 必 修 ・ 選 択 必 修 を 含 め 24 単 位 以 上			2							※		
		環境と物理学	2				2								※	
		原子力とエネルギー	2						2							※
	化学	化学概論	②				2									※
		環境と化学	2				2									※
		環境のための分析化学	2				2									※
	生物学	生物学概論	②				2									オムニバス※
		生態学	②				2									オムニバス※
		植生学と自然	2					2								オムニバス※
		水生生物学	2						2							※
		生命と多様性の科学	2								2					※
		生態学特別演習1	2				2	2								※
		生態学特別演習2	2				2	2								※
		地学	地学概論		②			2								
	地球環境演習		2						2	2						集中※
	宇宙科学と人類		2					2								※
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	物理学実験	2		2以上	2										コンピュータ活用を含む※
		化学実験	2				2									オムニバス コンピュータ活用を含む※
		生物学実験	2					2								コンピュータ活用を含む※
		地学実験	2					2								オムニバス コンピュータ活用を含む※
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	理科教育法1	2				2										
	理科教育法2	2				2										
	理科教育法3	②					2									
	理科教育法4	②						2								
合 計		48	24以上	2	2	16	18	6	8	2	0					

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分および各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考					
			1年次		2年次		3年次		4年次		中 学 校	高 等 学 校	卒 業 要 件 単 位 算 入 科 目			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2							◎	◎	※		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2								◎	◎			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2			2							◎	◎		
		人権教育	2				2						○	○	△	
		生涯学習論	2			2							○	○	△	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2								◎	◎	※		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2				2					◎	◎			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2						2				◎	◎			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育的な学習の時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2			2						◎	○	※		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					2				◎	◎			
	特別活動の指導法															
	教育の方法及び技術	教育方法論	2		2							◎	◎			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1						1	0		◎	◎		(集中)	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2			2						◎	◎			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法															
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2				2					◎	◎				
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1					2	2			◎	◎		事前・事後指導	
		教育実習2a	4							8		◎			(集中)	
		教育実習2b	2								4		◎		(集中)	
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2								2	◎	◎			
合計			36	4	4	6	8	5	4	12	2					

- 注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の△印は、各学科の総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。
 4. 備考欄中の※印は、環境理工学科のみ、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

(3) 大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道徳教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注) 1. 環境理工学科にあつては、当該学科の卒業要件単位として、「道徳教育の理論と方法」を総合教育科目の教養教育科目に算入する。

2. 上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にのみ適用される科目とする。

登録番号

131-2

○大阪産業大学工学部修学規程

制 定 昭和 40 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 3 月 2 日

第 1 章 総則

第 1 条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第 27 条、第 28 条および第 29 条に基づく工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第 2 条 学生が履修する科目を分けて、実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。

第 3 条 授業科目のうち特定のを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第 14 条第 3 項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第 4 条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第 5 条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 交通機械工学科に自動車工学コース、鉄道工学コース、交通機械コース、電子情報通信工学科に電気電子工学コース、電子情報工学コースを置く。

第 2 章 履修申請

第 6 条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に 2 科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第 1 号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第 7 条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。ただし、都市創造工学科および電子情報通信工学科の一部科目については、この限りではない。

第 7 条の 2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第 8 条 前 3 条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第 3 章 履修制限

第 9 条 1 年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 48 単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および情報と職業ならびに「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

に規定する科目。ただし、電子情報通信工学科にあつては、教育原理、教育心理学、道徳教育の理論と方法、人権教育および生涯学習論の5科目は履修制限に含む。

ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

ニ 電子情報通信工学科において単位認定科目として規定する科目（「実践特別科目」）

2 交通機械工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

(1) 交通機械工学科は自動車工学コース、鉄道工学コースおよび交通機械コースを置く。

(2) 入学年度初めの履修申請時にコース選択を行う（鉄道工学コースは除く）。以後の履修コース変更は、申請に基づき、以下の通り行う。

イ 自動車工学コースから鉄道工学コースへの変更は、審査を経て1年次から2年次への進級時に限り認める。

ロ 自動車工学コースから交通機械コースへの変更を認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。

ハ 鉄道工学コースから交通機械コースへの変更に限り認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。

ニ 鉄道工学コースから自動車工学コースへの変更は認めない。

ホ 交通機械コースから他のコースへの変更は認めない。

(3) 自動車工学コースの学生に限り、「自動車工学実習1」、「自動車工学実習2」、および「自動車工学実習3」を履修することができる。

(4) 鉄道工学コースの学生に限り、「鉄道工学フィールドワーク」を履修することができる。

(5) 鉄道工学コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。

(6) 交通機械コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。

3 電子情報通信工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

電子情報通信工学科は、電気電子工学コースおよび電子情報工学コースを置く。

なお、履修コース変更については、別に定める。

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 卒業研究を履修するためには、次の各学科が定めた条件をみたさなければならない。

イ 機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低要件20単位以上を含む100単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、6単位以内であること。また、1年次配当の「機械の基礎」、「機械製図」、2年次配当の「機械製作実習」「機械設計演習1」を取得し、さらに3年次配当の「機械工学実験」および「機械設計演習2」のいずれかを取得しておくこと。

ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち42単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8単位以内であること。

ロ 交通機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち16単位以上を含む100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。

ハ 都市創造工学科

本規程第 11 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位 20 単位以上を含む 94 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「物理学実験」、「測量学実習」、「CAD 演習 1」、「都市創造工学実験」、「都市創造デザイン」の内、未修得単位が 2 単位以内であること。ただし、編入学生は、本学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を卒業要件単位に算入することができる。

ニ 電子情報通信工学科

本規程第 11 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、実践教育科目の最低卒業要件 8 単位以上と総合教育科目の最低卒業要件 20 単位以上を含む 106 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

履修条件は、「回路の基礎」、「電気回路 1」、「基礎電磁気学 1」、「電気電子情報基礎演習 1」、「電気電子情報基礎演習 2」、「電気電子情報工学基礎実験」を修得していること。また、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、電子情報工学コースは「電子情報工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。ただし、編入学生は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 36 単位以上を修得し、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、電子情報工学コースは「電子情報工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。なお、「電気電子情報工学ゼミナール」および「卒業研究」を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

(2) 卒業見込証明書は、4 年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第 4 章 卒業要件

第 1 1 条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第 30 条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、在学中に 124 単位を修得しなければならない。

(1) 機械工学科

イ 実践教育科目は、8 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目の日本文化より 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、88 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

実践教育科目			8 単位以上	124 単位	学士 (工学)		
総合教育科目	教養教育科目	教養入門ゼミ	要件なし			20 単位以上	
		人文科学	要件なし				
		社会科学	要件なし				
		自然科学	要件なし				
		学際領域	要件なし				
		日本文化	(留学生に限る。) 8 単位				
	言語文化科目	英語	4 単位以上				} 8 単位以上
		初修外国語					
		日本語	(留学生に限る。) 8 単位				
身体科学科目		要件なし					
専門教育科目		必修および選択科目の単位をあわせて、88 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)					
4 年以上在学							

注) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(2) 交通機械工学科

イ 実践教育科目は、4 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の人文科学より「日本事情 1」「日本事情 2」、社会科学より「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」の 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、92 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、セミナー、卒業研究を除き、20 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

実践教育科目		4 単位以上		124 単位	学士 (工学)
総合教育科目	教養教育科目	教養入門ゼミ	要件なし		
		人文科学	要件なし		
		社会科学	要件なし		
		自然科学	要件なし		
		学際領域	要件なし		
	(日本事情 1・2) (日本の社会と文化 1・2)	(留学生に限る。) 8 単位			
	言語文化科目	英語	4 単位以上	} 8 単位以上	
初修外国語					
日本語		(留学生に限る。) 8 単位			
身体科学科目	要件なし				
専門教育科目		必修および選択科目の単位をあわせて、92 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)			
4 年以上在学					

注) 留学生は、教養教育科目分野の「日本事情 1」「日本事情 2」「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(3) 都市創造工学科

イ 実践教育科目は、6 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野より 12 単位以上、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の人文科学より「日本事情 1」「日本事情 2」、社会科学より「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」の 8 単位を含めて 10 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 12 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、22 単位以上とする。

ハ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、90 単位以上とする。

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択必修科目として卒業要件単位に組み入れることができる (これを自由科目と称する。)

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

実践教育科目			6 単位以上		124 単位	学士 (工学)
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	12 単位以上 (留学生は 10 単位以上)	20 単位以上 (留学生は 22 単位以上)		
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
	(日本事情 1・2) (日本の社会と文化 1・2)	(留学生に限る。) 8 単位				
言語文化科目	英語	4 単位以上	8 単位以上 (留学生は 12 単位以上)			
	初修外国語					
	日本語	(留学生に限る。) 8 単位				
身体科学科目	要件なし					
専門教育科目			必修、選択必修および選択科目の単位をあわせて、89 単位以上			
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の「日本事情 1」「日本事情 2」「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(4) 電子情報通信工学科

イ 実践教育科目は、8 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修、選択を合わせて、88 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

実践教育科目			8 単位以上	20 単位以上	124 単位	学士(工学)
総合教育科目	教養教育科目	教養入門ゼミ	要件なし			
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		人間教育	要件なし			
	日本文化	(留学生に限る。)	8 単位			
言語文化科目	英語	} 8 単位以上	4 単位以上			
	初修外国語					
	日本語		(留学生に限る。)	8 単位		
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目		必修および選択科目の単位をあわせて、88 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)				
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

3 学則第 13 条に定める各学科の 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 機械工学科

イ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号のいずれかに該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

(1) 卒業要件単位は、実践教育科目および専門基礎科目を除く専門教育科目より 62 単位とする。

(2) 実践教育科目および機械工学専門基礎科目を合わせて、8 単位以上修得すること。

(3) 実践教育科目の「学科入門ゼミナール」については履修することができない。その他の実践教育科目は、選択科目として取り扱う。

(4) 「材料力学 1」、「機械力学 1」、「熱力学 1」、「流体力学 1」、「制御工学 1」、「機械工学実験」、「機械設計演習 2」、「リサーチスタディー」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。

(5) 専門基礎科目を履修しても卒業要件単位に算入することができない。また、「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。

(6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

実践教育科目	} 8 単位以上	必修科目	20 単位	62 単位	学士(工学)	
専門教育科目		機械工学専門基礎科目	選択科目			42 単位
		機械工学専門応用科目	(自由科目 4 単位を含む。)			
		卒業研究・ゼミナール科目				
2 年以上在学						

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

(1) 卒業要件単位は、総合教育科目から 12 単位以上、実践教育科目および専門教育科目から 62 単位以上、合わせて 74 単位とする。

(2) 実践教育科目、専門基礎科目および機械工学専門基礎科目を合わせて、12 単位以上修得すること。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

- (3) 総合教育科目の「教養入門ゼミ」については履修することができない。その他の総合教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (4) 実践教育科目の「学科入門ゼミナール」については履修することができない。その他の実践教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (5) 「材料力学 1」、「機械力学 1」、「熱力学 1」、「流体力学 1」、「制御工学 1」、「機械工学実験」、「機械設計演習 2」、「リサーチスタディー」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (6) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (7) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

総合教育科目		12 単位		74 単位	学士(工学)
実践教育科目		必修科目 20 単位 選択科目 42 単位 (自由科目 4 単位を含む。)	62 単位		
専門教育科目	専門基礎科目				
	機械工学専門基礎科目				
	機械工学専門応用科目				
卒業研究・ゼミナール科目					
2 年以上在学					

(2) 交通機械工学科

イ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号の何れかに該当し、かつ、出身学科が交通機械工学科または機械工学科に相当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者とし、編入できるコースは、自動車工学コースおよび交通機械コースに限る。

- (1) 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野から 2 単位以上、専門教育科目から 60 単位以上、合わせて 62 単位とする。
- (2) 自動車工学コースの必修科目は、「セミナー」および「卒業研究」ならびに本規程別表第 1 の授業科目表および単位数 2 の備考欄中に定める二級自動車整備士科目とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (3) 交通機械コースの必修科目は、「基礎数学及び演習」、「基礎物理学及び演習」、「機械動力学」、「機械設計学 1」、「外国書講読」、「鉄道車両」、「交通システム工学」、「ピークルエネルギー工学」、「交通機械論」、「交通機械実験・実習」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (4) 基礎数学及び演習、基礎物理学及び演習については、プレースメントテストを実施する。英語および化学については、プレースメントテストを実施しない。
- (5) 実践教育科目および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 4 単位を上限に卒業要件単位に組み入れことができる。ただし、実践教育科目の「学習リテラシー」を履修することはできない。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

総合教育科目	言語文化科目	英語	}	2 単位	62 単位	学士 (工学)
		日本語				
専門教育科目	自動車工学コース		}	50 単位	62 単位	学士 (工学)
	必修科目					
	選択科目	(自由科目及び実践教育科目の 4 単位含む。)	10 単位			
	交通機械コース		}	28 単位		
必修科目						
	選択科目	(自由科目及び実践教育科目の 4 単位含む。)	32 単位			
2 年以上在学						

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、本学において同等以上の学力があると認められた者とし、編入できるコースは交通機械コースに限る。

- (1) 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野から 2 単位以上、専門教育科目から 72 単位以上、合わせて 74 単位とする。
- (2) 必修科目は、「基礎数学及び演習」、「基礎物理学及び演習」、「工業力学 1」、「工業力学演習」、「材料力学」、「材料力学演習」、「機械動力学」、「機械製図」、「機械設計学 1」、「材料工学」、「流体工学」、「流体工学演習」、「熱工学」、「熱工学演習」、「電気工学」、「外国書講読」、「鉄道車両」、「交通システム工学」、「ビークルエネルギー工学」、「交通機械論」、「交通機械実験・実習」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (3) 基礎数学及び演習、基礎物理学及び演習については、プレイスメントテストを実施する。英語および化学については、プレイスメントテストを実施しない。
- (4) 実践教育科目および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 4 単位を上限に卒業要件単位に組み入れことができる。ただし、実践教育科目の「学習リテラシー」を履修することはできない。

総合教育科目	言語文化科目	英語	}	2 単位	74 単位	学士 (工学)
		日本語				
専門教育科目	必修科目		}	46 単位	74 単位	学士 (工学)
	選択科目	(自由科目及び実践教育科目の 4 単位含む。)				
2 年以上在学						

(3) 都市創造工学科

イ 卒業の要件は、前項第 3 号の定めにしたがうものとする。

ロ 本学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。

(4) 電子情報通信工学科

高等教育課程を修了し、かつ、当該学科が定める学力基準を満たしていると認められた者とする。

卒業要件単位の修得は、次による。

- (1) 卒業要件単位は、専門教育科目から 62 単位とする。
- (2) 1 年次配当のすべての専門教育科目については、必修科目を含め、修得した単位を卒業要件単位に算入することができない。
- (3) 2 年次配当の必修科目「電気電子情報基礎演習 2」および「電気電子情報工学基礎実験」については、選択科目として取り扱う。
- (4) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 専門応用科目について、電気電子工学コースは電気電子工学科目および「情報通信工学 1」「システムと制御」、「情報通信機器」、「デジタル信号処理」から 12 単位以上、電子情報工学コース

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

は電子情報工学科目および「計測とセンシング」、「電子回路設計」、「光・電磁波工学」、「光エレクトロニクス」から12単位以上を修得することとする。

(6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	必修科目	8単位	62単位	学士 (工学)
	選択必修科目	12単位		
	選択科目 (自由科目4単位を含む。)	42単位		
2年以上在学				

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の5（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 機械工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を34単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(2) 交通機械工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(3) 都市創造工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(4) 電子情報通信工学科

イ 中学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を29単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を2単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を10単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

ハ 高等学校教諭一種情報の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を26単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を25単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を8単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

ニ 高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を 27 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 7 単位、合わせて 59 単位以上を修得しなければならない。

第 13 条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習 1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として 90 単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習 2 a」または「教育実習 2 b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習 1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4 年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第 6 章 試験

第 14 条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第 15 条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第 9 号）を、所定の手数料と病氣その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90 点満点とする。

第 16 条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑 則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県(阪神地域)に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道(JR西日本)「片町線」(学研都市線/京橋~松井山手間)の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道(Osaka Metro)「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」(本町~生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目表および単位数

1 機械工学科

(1) 実践教育科目

○印は必修科目

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週時間数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
実践教育科目	学科入門ゼミナール	2	8以上	2									全員履修	
	コミュニケーション基礎	2			2									全員履修
	テクニカルコミュニケーション	2				2								全員履修
	キャリアデザイン1	1					2							(集中)
	キャリアデザイン2	1						2						
	インターンシップ	2						2						
	コンピュータ演習	2		2										
	資格取得講座	2								2				
小計	14	8以上	4	2	2	2	4	2	0	0				

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
総合教育科目	英語	英語(Listening & Speaking)1	1	4 以上	2										(集中)	
		英語(Listening & Speaking)2	1			2										
		英語(Listening & Speaking)3	1				2									
		英語(Listening & Speaking)4	1					2								
		TOEIC上級(Listening)1	1					2								
		TOEIC上級(Listening)2	1						2							
		英語(Reading & Writing)1	1		2											
		英語(Reading & Writing)2	1			2										
		英語(Reading & Writing)3	1				2									
		英語(Reading & Writing)4	1					2								
		TOEIC上級(Reading)1	1						2							
		TOEIC上級(Reading)2	1							2						
		英語総合(上級)1	1								2					
		英語総合(上級)2	1									2				
	英語海外研修	2				2	2									
	初修外国語	初修外国語入門1	1	8 以上	2											
		初修外国語入門2	1			2										
		初修外国語初級1	1				2									
		初修外国語初級2	1					2								
		初修外国語総合1	1						2							
		初修外国語総合2	1							2						
		初修外国語海外研修	2					2	2							
		日本語	日本語読解1		①		2									
	日本語読解2		①			2										留学生向け科目
	日本語作文1		①		2											留学生向け科目
	日本語作文2		①			2										留学生向け科目
	上級日本語読解1		①				2									留学生向け科目
	上級日本語読解2		①					2								留学生向け科目
	上級日本語作文1		①					2								留学生向け科目
	上級日本語作文2		①						2							留学生向け科目
身体科学科目	スポーツ科学実習1	1		2												
	スポーツ科学実習2	1			2											
	スポーツ科学	2				2										
	運動科学	2					2									
小 計		90	20以上	42	34	20	20	4	4	0	0					

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ハ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ニ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専 門 教 育 科 目	工業数学1	2	（ 必 修 44 ・ 選 択 44 以 上 合 計 88 以 上 ）			2									
	工業数学2	2					2								
	プログラミング	2					2								
	メカトロニクス	2							2						
	電気・電子工学	2							2						
	計測工学	2								2					
	機構学	2								2					
	伝熱工学	2							2						
	機械加工学	2						2							
	データ解析	2					2								
	工業デザイン	2								2					
	生体力学	2				2									
	医工学概論	2					2								
	再生医工学	2						2							
	医療・ヘルスケア機器開発学	2				2									
	ヘルスケア画像解析工学	2						2							
	リハビリテーション工学	2							2						
	福祉工学	2								2					
	バイオメカニクス	2									2				
	人間工学概論	2								2					
	情報技術	2								2					
	工業英語	2									2				
	卒業研究	②									6				
卒業研究	④									8	8				
小 計	122	88以上	28	18	28	20	24	18	8	8					
実践教育科目、総合教育科目、専門教育 合 計	226	124	74	54	50	42	32	24	8	8					

注) 専門教育科目の履修要件

イ 基礎科目の取り扱い

「基礎数学および演習」については、プレイメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。
また、入学初年度の前期に限り、専門基礎科目分野の対応する科目「解析学1」および「代数学1」を履修することができない。
ただし、プレイメントテストの点数が基準を満たした者 および専門基礎科目分野の科目「解析学1」、「解析学2」、「代数学1」
および「代数学2」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」を履修することができない。

注) 専門教育科目の履修要件

イ 基礎科目の取り扱い

「基礎数学および演習」については、プレースメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。

また、入学初年度の前期に限り、専門基礎科目分野の対応する科目「解析学1」および「代数学1」を履修することができない。

ただし、プレースメントテストの点数が基準を満たした者 および専門基礎科目分野の科目「解析学1」、「解析学2」、「代数学1」および「代数学2」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」を履修することができない。

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

2 交通機械工学科

(1) 実践教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最卒業 最低資格 単位	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
実践 教育 科目	学習リテラシー	1	4 以上	2									全員履修科目
	テクニカルライティング1	1		2									全員履修科目
	テクニカルライティング2	1			2								全員履修科目
	キャリアプランニング	2				2							
	キャリアデザイン1	1					2						
	キャリアデザイン2	1						2					
	インターンシップ	2						2					(集中)
	実践特別科目	2							2				単位認定科目
小 計	11	4以上	4	2	2	2	4	2	0	0			

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 1年次配当の英語については、プレースメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ハ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ニ 留学生は、「日本事情1」、「日本事情2」、「日本の社会と文化1」、「日本の社会と文化2」の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ホ 留学生には英語のプレースメントテストを実施しない。

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

注) 専門教育科目の履修要件

イ 交通機械工学科においては、履修コースにより、自動車工学コース、鉄道工学コースおよび交通機械コースに分けるものとし、次による当該履修コースの卒業要件単位を満たさなければならない。ただし、自動車工学コースにあつては、別に定められた、国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目をすべて修得しなければならない。

(1) 自動車工学コース

必修科目77単位および選択科目15単位以上、合計92単位以上とする。

(2) 鉄道工学コース

必修科目66単位および選択科目26単位以上、合計92単位以上とする。

(3) 交通機械コース

必修科目63単位および選択科目29単位以上、合計92単位以上とする。

ロ 入学年度初めの履修申請時にコース選択を行う(鉄道工学コースは除く)。以後の履修コース変更は、申請に基づき、以下の通り行う。

(1) 自動車工学コースから鉄道工学コースへの変更は、審査を経て1年次から2年次への進級時に限り認める。

(2) 自動車工学コースから交通機械コースへの変更を認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。

(3) 鉄道工学コースから交通機械コースへの変更に限り認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。

(4) 鉄道工学コースから自動車工学コースへの変更は認めない。

(5) 交通機械コースから他のコースへの変更は認めない。

ハ 自動車工学コースの学生に限り、「自動車工学実習1」、「自動車工学実習2」および「自動車工学実習3」を履修することができる。

ニ 鉄道工学コースの学生に限り、「鉄道工学フィールドワーク」を履修することができる。

ホ 鉄道工学コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。

ヘ 交通機械コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。

ト 自動車工学コースの卒業者に限り、国土交通省の定める二級自動車整備士養成施設での課程を修了したものととして、『修了証明書』を発行する。

なお、鉄道工学コース、交通機械コースの卒業者には、上記の『修了証明書』を一切発行しない。

チ 備考欄の表示について

(1) 備考欄中の二級自動車整備士科目は、自動車工学コースにおける国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格科目。

(2) 備考欄中の偶数年度開講および奇数年度開講は、開講される年度を示し、原則として、隔年で開講される科目。

リ プレイスメントテストについて

(1) 「基礎数学及び演習」、「基礎物理学及び演習」については、プレイスメントテストを実施する。

(2) 「化学」を履修する者は、年次に関係なく当該年度に実施されるプレイスメントテストをあらかじめ受験すること。

3 都市創造工学科

(1) 実践教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週時間数								備考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
実践教育科目	都市整備と情報工学	①	6 以上	2									1年次全員履修
	学習リテラシー	1		2									1年次全員履修
	コンピュータリテラシー	①		2									1年次全員履修
	テクニカルライティング1	1		1	2								1年次全員履修
	テクニカルライティング2	1		以上		2							1年次全員履修
	キャリアデザイン1	1					2						
	キャリアデザイン2	1						2					
	キャリアデザイン3	①							2				
	インターンシップ	2						2					(集中)
小計	10	6以上	8	2	0	2	4	2	0	0			

注) 都市創造工学科の実践教育科目は、必修科目、指定選択必修に分かれていて、卒業要件単位は、必修3単位、選択必修1単位以上を含む6単位以上とし、修得は以下による。

イ「都市整備と情報工学」、「学習リテラシー」、「コンピュータリテラシー」、「テクニカルライティング1」、「テクニカルライティング2」は1年次全員履修とする。

ロ「テクニカルライティング1」、「テクニカルライティング2」から1単位以上を修得すること。
ただし、留学生は、任意選択科目とする。

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

(2) 総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	最低卒業単位数	卒業資格	週時間数								備考					
					1年次		2年次		3年次		4年次							
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
総合教育科目	人文科学	文学	2	12以上(留学生は10以上)	20以上(留学生は22以上)		2								留学生向け科目 留学生向け科目			
		地理学	2			2												
		日本事情1	②			2												
		日本事情2	②				2											
	社会科学	日本国憲法	2			2												
		現代の政治	2				2											
		経済学の基礎	2				2											
		心理学	2			2												
		日本の社会と文化1	②			2											留学生向け科目	
	自然科学	物質科学	2				2											留学生向け科目
		環境科学	2				2											
	学際領域	外国の社会と文化	2			2												
		倫理学(工業倫理含む)	2			2												
		科学技術史	2				2											

区分	科目	単位	最低卒業資格 単位数	週時間数								備考					
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
総合教育科目	言語文化科目 英語	英語(Listening&Speaking) 1	1	4 8 20 以上 以上 (留学生は12以上) (留学生は22以上)	2										(集中)		
		英語(Listening&Speaking) 2	1			2											
		英語(Listening&Speaking) 3	1				2										
		英語(Listening&Speaking) 4	1					2									
		TOEIC上級(Listening) 1	1					2									
		TOEIC上級(Listening) 2	1						2								
		英語(Reading&Writing) 1	1			2											
		英語(Reading&Writing) 2	1				2										
		英語(Reading&Writing) 3	1					2									
		英語(Reading&Writing) 4	1						2								
		TOEIC上級(Reading) 1	1						2								
		TOEIC上級(Reading) 2	1							2							
		英語総合(上級) 1	1								2						
		英語総合(上級) 2	1									2					
	英語海外研修	2					2	2									
	初修外国語	初修外国語入門 1	1		2												
		初修外国語入門 2	1			2											
		初修外国語初級1	1				2										
		初修外国語初級2	1					2									
		初修外国語総合1	1						2								
		初修外国語総合2	1							2							
		初修外国語海外研修	2				2	2							(集中)		
	日本語	日本語読解1	①		2										留学生向け科目		
		日本語読解2	①			2									留学生向け科目		
		日本語作文1	①		2										留学生向け科目		
		日本語作文2	①			2									留学生向け科目		
上級日本語読解1		①				2								留学生向け科目			
上級日本語読解2		①					2							留学生向け科目			
上級日本語作文1		①					2							留学生向け科目			
上級日本語作文2		①						2						留学生向け科目			
学身体目科	スポーツ科学実習 1	1		2													
	スポーツ科学実習 2	1			2												
小計		64	20(22)以上	26	28	18	18	4	4	0	0						

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

注) 総合教育科目の履修要件

都市創造工学科の総合教育科目は、必修科目および選択必修科目に分かれていて、卒業要件単位は、選択必修科目20単位以上とする。

留学生は、必修科目16単位(日本語関係科目)および選択必修科目6単位(英語4科目含む)の合計22単位以上とする。

修得は以下による。

- イ 文学、心理学、経済学の基礎、倫理学(工業倫理含む)から2単位以上を修得すること。
- ロ 英語は4単位以上を必修とし、初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)のうち1言語を選択して、英語(4単位以上)を含めて8単位以上とする。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。また、英語を含めて8単位を超える分については2つ目の言語を選択してもよい。
- ハ 留学生は、「日本事情1、2」、「日本の社会と文化1、2」の4科目8単位および日本語の8科目8単位に加え、英語4単位以上を必修とする。また、留学生は、母語以外の初修外国語を履修することができる。
- ニ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

(3) 専門教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数	週時間数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専門教育科目	工学基礎科目	数学	基礎数学および演習	3	17以上	必修	6	(6)							プレイスメント科目
			解析学1	2			2	(2)						プレイスメント科目	
			代数学1	2			2	(2)						プレイスメント科目	
			数学演習1	1			2	(2)						プレイスメント科目	
			解析学2	②				2	(2)						
			代数学2	②				2	(2)						
			数学演習2	①				2	(2)						
			代数学3	2						2					
			解析学3	2						2					
			工学基礎数学1	2			2以上					2			
	工学基礎数学2	2	2以上						2						
	物理	基礎物理学および演習	2	4以上	53	4	(4)							プレイスメント科目	
		物理学1および演習	2			4	(4)						プレイスメント科目		
		物理学2	2				2	(2)							
		物理学実験	②				(4)	4							
	化学	基礎化学および演習	2	4以上	選択必修	4	(4)							プレイスメント科目	
		化学1および演習	2			4	(4)						プレイスメント科目		
		化学2	2				2	(2)							
		化学実験	2				4	(4)							
	情報基礎技術	プログラミング	2	4以上	以上		2								
		シミュレーション	2					2							
		都市情報分析	2						2						
	技術者の素養	地球環境学概論	②	44以上	を含め	2	(2)								
		公共事業と環境の経済学	②				2	(2)							
		工学英語	②							2	(2)				
		工学倫理	②				2								
		建設マネージメント	②								2				
	都市基盤整備の基礎	CAD演習1	②	44以上	合計			2							
		測量学	②				2	(2)							
測量学実習		①					2								
建設材料1		②						2	(2)						
建設材料2		②							2	(2)					
構造力学1		②						2	(2)						
構造力学2		②							2	(2)					
構造力学演習		②							2	(2)					
土質力学1		②						2	(2)						
土質力学2		②							2	(2)					
実験	都市創造工学実験	②	44以上	以上					6	(6)					
	都市創造デザイン	①								2					
卒業研究	卒業研究論文	⑥								10	10				

注) 専門教育科目の履修要件

イ 都市創造工学科においては、学科の学習・教育目標を達成するために定められた科目を修得し、次の卒業要件単位を満たさなければならない。

必修53単位、選択必修36単位以上を含む合計90単位以上とする。

- (1) 工学基礎数学1、工学基礎数学2から2単位以上
- (2) 基礎物理学および演習、物理学1および演習、物理学2、物理学実験から4単位以上
- (3) 工学基礎科目から必修科目と (1)、(2)を含む17単位以上
- (4) プログラミング、シミュレーション、都市情報分析から4単位以上
- (5) 自然災害と防災、交通と都市計画、資源とエネルギーの再生、施工管理技術、構造設計の応用、建築士資格・スキル支援の各分野から必修科目を含む28単位以上

ロ 履修制限について

- (1) 年間履修制限は48単位とする
- (2) 卒業研究着手条件は総合教育科目20単位以上を含む94単位以上、実験実習演習科目(物理学実験、測量学実習、CAD演習1、都市創造工学実験、都市創造デザイン)の未修得が2単位以内とする。

ハ プレイスメント科目について

プレイスメントテストの結果、下記のように取り扱う科目

- (イ) 「基礎数学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「解析学1」、「代数学1」および「数学演習1」を履修することができない。ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「解析学1」、「代数学1」、「解析学2」、「代数学2」、「解析学3」および「代数学3」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」を履修することができない。
- (ロ) 「基礎物理学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「物理学1および演習」を履修することができない。ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「物理学1および演習」および「物理学2」を修得した者は、「基礎物理学および演習」を履修することができない。
- (ハ) 「基礎化学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「化学1および演習」を履修することができない。ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「化学1および演習」および「化学2」を修得した者は、「基礎化学および演習」を履修することができない。

ニ 週時間数について

週時間数の()印は、前期に修得できなかった者が後期に(または後期に修得できなかった者が次年度の前期に)履修申請の変更により、履修できる科目を示す。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

4 電子情報通信工学科

(1) 実践教育科目

(各履修コースの○印は必修科目、－はコースによって履修できない科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
実践教育科目	電気電子情報工学入門	1	必修1・ 選択7以上 合計8以上	2									全員履修	
	学習リテラシー	1		2										全員履修
	電気電子情報創造演習	1		2										
	コンピュータリテラシー	2		2										全員履修
	テクニカルライティング1	1		2										※全員履修
	テクニカルライティング2	1			2									※全員履修
	キャリアプランニング	2				2								全員履修
	キャリアデザイン1	1					2							
	キャリアデザイン2	1						2						
	インターンシップ	2						2						(集中)
	実践特別科目	2							2					単位認定科目
小 計	15	8以上	12	2	2	2	4	2	0	0				

※テクニカルライティング1、2の全員履修は留学生に対して適用しない。

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
総合 教育 科目	英語	英語(Listening & Speaking)1	1	4 以上 8 以上 (20 以上)	2										(集中)	
		英語(Listening & Speaking)2	1			2										
		英語(Listening & Speaking)3	1				2									
		英語(Listening & Speaking)4	1					2								
		TOEIC上級(Listening)1	1					2								
		TOEIC上級(Listening)2	1						2							
		英語(Reading & Writing)1	1			2										
		英語(Reading & Writing)2	1				2									
		英語(Reading & Writing)3	1					2								
		英語(Reading & Writing)4	1						2							
		TOEIC上級(Reading)1	1						2							
		TOEIC上級(Reading)2	1							2						
		英語総合(上級)1	1								2					
		英語総合(上級)2	1									2				
	英語海外研修	2				2	2									
	初修 外国 語	初修外国語入門1	1		2										(集中)	
		初修外国語入門2	1			2										
		初修外国語初級1	1				2									
		初修外国語初級2	1					2								
		初修外国語総合1	1						2							
		初修外国語総合2	1							2						
		初修外国語海外研修	2				2	2								
	日 本 語	日本語読解1	①		2										留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目	
		日本語読解2	①			2										
		日本語作文1	①		2											
		日本語作文2	①			2										
		上級日本語読解1	①				2									
		上級日本語読解2	①					2								
		上級日本語作文1	①						2							
	上級日本語作文2	①							2							
	身 体 科 学 科 目	スポーツ科学実習1	1		2											
		スポーツ科学実習2	1			2										
スポーツ科学		2				2										
運動科学		2					2									
小 計		98	20以上	42	36	22	24	4	4	0	0					

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ハ 初修外国語はドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ニ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

(履修コースの○印は必修科目、□印は選択必修科目、一印はコースによって履修できない科目を表す。)

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数		週 時 間 数								備考							
			電気電子工学 コース	電子情報工学 コース	1年次		2年次		3年次		4年次									
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
専門 教育 科目	電気電子工学科目	発変電工学	2	<input type="checkbox"/>	20 以上	必修	<input type="checkbox"/>	26	必修			2				指定先行履修有				
		送配電工学	2	<input type="checkbox"/>								2						指定先行履修有		
		電気機器工学	2	<input type="checkbox"/>									2						指定先行履修有	
		電気応用工学	2	<input type="checkbox"/>									2							指定先行履修有
		パワーエレクトロニクス	2	<input type="checkbox"/>										2						
		電子物性論	2	<input type="checkbox"/>								2								
		電気電子材料	2	<input type="checkbox"/>									2							
		半導体工学	2	<input type="checkbox"/>									2							
		計測とセンシング	2	<input type="checkbox"/>								2								
		電子回路設計	2	<input type="checkbox"/>										2						
	電子情報工学科目	情報通信工学1	2	<input type="checkbox"/>	20 以上	選択必修	<input type="checkbox"/>	32	選択必修		2					指定先行履修				
		システムと制御	2	<input type="checkbox"/>									2							
		情報通信機器	2	<input type="checkbox"/>										2						
		デジタル信号処理	2	<input type="checkbox"/>										2						
		アルゴリズムとデータ構造	2	<input type="checkbox"/>										2						
		情報理論	2	<input type="checkbox"/>											2					
		ソフトウェア工学	2	<input type="checkbox"/>											2					
		情報セキュリティ	2	<input type="checkbox"/>													2			
		情報通信工学2	2	<input type="checkbox"/>											2					
		情報ネットワーク	2	<input type="checkbox"/>													2			
組込システム	2	<input type="checkbox"/>							2											
情報メディア工学	2	<input type="checkbox"/>							2											

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

(履修コースの○印は必修科目、□印は選択必修科目、—印はコースによって履修できない科目を表す。)

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数				週 時 間 数								備考		
			電気電子工学コース	電子情報工学コース	電気電子工学コース	電子情報工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門教育科目	電気電子情報基礎演習1	2	○	○	(電気電子工学コース 必修 26 ・ 選択必修 32以上 ・ 選択 30以上 合計 88以上)	○	○		4								履修制限有 (集中)
	電気電子情報基礎演習2	2	○	○		○	○			2							
	電気電子情報工学基礎実験	2	○	○		○	○				4						
	電気電子工学実験	2	○	□		○	○					4					
	電子情報工学実験	2	□	○		○	○					4					
	電気電子情報工学ゼミナール	2	○	○		○	○						4				
	電気設備工学特別講義	2		—		—	—			2							
	電気電子工学特別講義	2		—		—	—					2					
	電力工学特別講義	2		—		—	—						2				
	産業財産権	2										2					
	電波・通信事業法規	2												2			
	卒業研究	4	○	○		○	○							8	8		
小計	154	154	88以上	148	88以上	26	22	24	28	32	28	18	8				
実践教育科目、総合教育科目、専門教育科目合計		267	267	124	261	124	78	60	48	54	40	34	18	8			

注) 専門教育科目の履修要件

I. 全コースに適用されるもの

イ 各分野において定められた最低要件単位数を超えて修得した単位は、選択科目として卒業要件単位数に算入することができる。

ロ 備考欄中の表記

(1) ●と◎は、数学プレースメントテストの結果によって履修の順序が指定される科目

(●の場合) 「基礎数学および演習」→「解析学1」「代数学1」「数学演習1」

→「解析学2」「代数学2」「数学演習2」

(◎の場合) 「解析学1」「代数学1」「数学演習1」→「解析学2」「代数学2」「数学演習2」

→「解析学3」「代数学3」

(2) ●の科目を履修する者は、「解析学3」「代数学3」を履修することはできない。

(3) ◎の科目を履修する者は、「基礎数学および演習」を履修することはできない。

(4) ▲と△は、物理プレースメントテストの結果によって履修の順序が指定される科目

(▲の場合) 「基礎物理学および演習」→「物理学1および演習」

(△の場合) 「物理学1および演習」→「物理学2」

(5) △の科目を履修する者は、「基礎物理学および演習」を履修することはできない。

(6) 全員履修科目は、必ず履修しなければならない科目(必修科目ではない)であり、原則として、習熟度別で複数のクラス編成をおこなう。

(7) 指定先行科目

「発変電工学」「送配電工学」「電気機器工学」および「電気応用工学」を履修するためには、「回路の基礎」「電気回路1」

および「基礎電磁気学1」をあらかじめ修得していなければならない。

「組込システム」を履修するためには、「基礎プログラミング1」および「基礎プログラミング2」をあらかじめ修得していなければならない。

(8) ★は、前期に修得できなかった者が、後期に履修申請の変更により、履修できる科目

II. 電気電子工学コースおよび電子情報工学コースに適用されるもの

イ 卒業要件単位数は、必修科目26単位、選択必修科目32単位および選択科目30単位以上、合計88単位以上とする。

ロ 専門基礎科目分野(共通科目)および専門総合科目の選択必修科目(13科目26単位)の中から、12単位以上を修得すること。

ハ 専門応用科目分野の選択必修科目は、20単位以上を修得すること。

ニ ロおよびハの選択必修科目の卒業資格最低単位数を越えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。

ホ 「電気電子情報工学ゼミナール」を履修するためには、3年次前期履修登録時に卒業要件単位数を58単位以上修得していなければならない。

IV. コース変更

・コース変更は学科で承認された場合にのみ認めるものとし、変更時期は3年次までの毎学年始めの履修申請時とする。コース変更により、在学年次に変更は生じない。なお変更は、在学中で1回限りとする。

◆コース変更後の所属コースでの履修要件について

コース変更後、直ちに所属コースの履修要件が課せられる。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・工業(交通機械工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教科に関する専門的事項	工業数学	2	10以上	左記より必修・選択必修を含め24単元以上			2								
	工業力学1	2			2										
	材料力学	2				2									
	機械設計学1	2					2								
	材料工学	2					2								
	流体工学	2					2								
	熱工学	2					2								
	電気工学	2					2								
	電子工学	2							2						
	機械製作法	2					2								
	CAD	2					2								
	機械製図	2						4							
	数値解析	2							2						
	工業力学2	2						2							
	工業力学演習	1						2							
	機械動力学	2							2						
	機械設計学2	2							2						
	情報基礎	2						2							△
	外国書講読	2									2				
	材料力学演習	1							2						
	熱工学演習	1							2						
	流体工学演習	1							2						
	交通機械基礎実習	2						6							
	自動二輪工学	2							2						
	鉄道車両	2								2					
	システム制御工学	2								2					
	交通システム工学	2										2			
	交通環境工学	2										2			
	高速鉄道	2										2			
	安全工学と工学倫理	2										2			
	交通機械実験・実習	2									6				
	セミナー	2										2			
職業指導	職業指導	④							2	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	工業科教育法1	②							2						
	工業科教育法2	②								2					
合 計		68	24以上		16	10	20	8	14	14	0	0			

注)備考欄中の△印は、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」指定科目

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

ハ. 高等学校教諭一種免許状・工業(都市創造工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週時間数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教科に関する専門的事項	都市整備と情報工学	①	4以上	2											
	構造力学1	2			2	(2)									
	構造力学2	2				2	(2)								
	土質力学1	2			2	(2)									
	土質力学2	2	6以上			2	(2)								
	水理学1	2					2								
	水理学2	2						2							
	建設マネジメント	2						2							
	測量学	2			2	(2)									
	建設材料1	2					2	(2)							
	気象災害と防災	2				2	(2)								
	地震災害と防災	2					2								
	交通システム工学	2				2	(2)								
	都市計画	2					2								
	環境工学1	2						2							
	建設施工学	2						2							
	鉄筋コンクリート	2						2							
	コンピュータリテラシー	1			左記より必修・選択必修を含め24単位以上	2									△
	工学基礎数学1	2						2							
	工学基礎数学2	2								2					
	都市情報分析	2						2							
	地球環境学概論	2				2	(2)								
	CAD演習1	2					2							△	
	測量学実習	1					2								
	建設材料2	2							2	(2)					
	構造力学演習	2						2	(2)						
	土質力学演習	2							2	(2)					
	都市創造工学実験	2							6	(6)					
	都市創造デザイン	1									2				
	水理学演習	2									2				
	土木計画学	2								2					
	地域・計画学演習	2									2				
	資源再生論	2					2	(2)							
	環境工学2	2									2				
	環境システム	2										2			
	都市創造最前線	2										2			
	維持管理工学	2											2		
	鉄筋コンクリート演習	2									2				
	構造工学	2										2			
	地震工学	2										2			
橋梁工学	2										2				
CAD演習2	2										2				
職業指導	職業指導	④							2	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	工業科教育法1	②							2						
	工業科教育法2	②									2				
合計		88	24以上	6		2	14	14	28	30	2	0			

注)備考欄中の△印は、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」指定科目

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

二. 中学校教諭一種免許状・数学(電子情報通信工学科/数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教科に関する専門的事項	代数学	代数学1	②	左記より必修を含め28単元以上	2	(2)							
		数学演習1	①		2	(2)							
		代数学2	②			2	(2)						
		代数学3	2				2						
	幾何学	幾何学1	②				2						
		幾何学2	②					2					
		応用数学1	2					2					
		応用数学2	2						2				
	解析学	解析学1	②		2	(2)							
		解析学2	②			2	(2)						
		数学演習2	①			2	(2)						
		解析学3	2				2						
	「確率論、統計学」	確率と統計	②					2					
		情報理論	2						2				
	コンピュータ	計算機工学概論	②					2					
		アルゴリズムとデータ構造	②						2				
		デジタル回路	2							2			
組込システム		2							2				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法1	②				2							
	数学科教育法2	②					2						
	数学科教育法3	②						2					
	数学科教育法4	②							2				
合 計		42	28以上	6	6	12	8	8	4	0	0		

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

ホ. 高等学校教諭一種免許状・数学(電子情報通信工学科／数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教科に関する専門的事項	代数学	代数学1	②	左記より必修を含め24単元以上	2	(2)							
		数学演習1	①		2	(2)							
		代数学2	②			2	(2)						
		代数学3	2				2						
	幾何学	幾何学1	②				2						
		幾何学2	②					2					
		応用数学1	2					2					
		応用数学2	2						2				
	解析学	解析学1	②			2	(2)						
		解析学2	②				2	(2)					
		数学演習2	①				2	(2)					
		解析学3	2					2					
	「確率論、統計学」	確率と統計	②					2					
		情報理論	2						2				
	コンピュータ	計算機工学概論	②					2					
		アルゴリズムとデータ構造	②						2				
		デジタル回路	2							2			
		組込システム	2								2		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法1	②					2					
		数学科教育法2	②						2				
数学科教育法3		2						2					
数学科教育法4		2							2				
合 計		42	24以上	6	6	10	10	10	2	0	0		

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

へ. 高等学校教諭一種免許状・情報(電子情報通信工学科/情報コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	コンピュータリテラシー	②	左 記 よ り 必 修 を 含 め 26 単 位 以 上	2								△ 実習を含む。 実習を含む。 実習を含む。 実習を含む。 実習を含む。
		産業財産権	②					2					
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	基礎プログラミング1	②			2							
		計測とセンシング	2					2					
	情報システム(実習を含む。)	システムと制御	2						2				
		基礎プログラミング2	②				2						
		応用プログラミング	②					2					
		論理回路	2					2					
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	ソフトウェア工学	2						2				
		情報セキュリティ	2							2			
		情報ネットワーク	②						2				
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	電子情報工学実験	②						4				
		情報通信工学1	2					2					
		情報通信工学2	2					2					
		情報通信機器	2								2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	電気電子情報基礎演習2	②				2							
	デジタル信号処理	②						2					
	情報メディア工学	2						2					
情報と職業	情報と職業	④					2	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	情報科教育法1	②						2					
	情報科教育法2	②							2				
合計		44	26以上	2	2	4	6	14	14	4	0		

注)備考欄中の△印は、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」指定科目

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

ト. 高等学校教諭一種免許状・工業(電子情報通信工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教科に関する専門的事項	電気電子情報工学入門	①	左記より必修を含め27単位以上	2											
	電気電子情報創造演習	1		2											
	電気電子情報基礎演習1	②			4										
	基礎電磁気学1	2			2										
	基礎電磁気学2	②				2									
	電磁気学1	②					2								
	電磁気学2	②						2							
	回路の基礎	2			2										
	電気回路1	2				2									
	電気回路2	2					2								
	線形回路論	②						2							
	電子デバイス	2					2								
	電子物性論	2						2							
	電気電子材料	2							2						
	半導体工学	2								2					
	発変電工学	②						2							
	送配電工学	②							2						
	電気応用工学	2								2					
	基礎電子回路	②							2						
	アナログ電子回路	2								2					
	電子回路設計	2									2				
	電気電子計測	②						2							
	制御工学1	2							2						
	制御工学2	2								2					
	電気電子情報工学基礎実験	2							4						
	電気電子工学実験	2								4					
	電気電子情報工学ゼミナール	2									4				
職業指導	職業指導	④						2	2						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	工業科教育法1	②							2						
	工業科教育法2	②								2					
合 計		60	27以上	6	8	8	16	18	14	0	0				

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 および各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								中 学 校	高 等 学 校	算 入 科 目 単 位	
			1年次		2年次		3年次		4年次					
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2								◎	◎	※
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	2								◎	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2		2							◎	◎	
		人権教育	2			2						○	○	※
		生涯学習論	2		2							○	○	※
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2								◎	◎	※
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2			2						◎	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2				2					◎	◎	
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2			2						◎	○	※
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					2				◎	◎	
	特別活動の指導法													
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	2								◎	◎	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1				1	0				◎	◎	(集中)
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2			2						◎	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2			2						◎	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習1	1				2	2				◎	◎	事前・事後指導
		教育実習2a	4						8			◎		(集中)
		教育実習2b	2							4			◎	(集中)
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2							2		◎	◎	
合 計			36	4	4	6	8	5	4	12	2			

注)1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目
 3. 備考欄中の※印は、電子情報通信工学科のみ、総合教育科目区分の卒業要件単位として算入する。

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

(3)大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道徳教育の理論と方法	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注)上記科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者にも適用される科目とする。

6 資格取得に係わる科目

イ. 二級自動車整備士(交通機械工学科 自動車工学コース)

二級自動車整備士の受験資格を得ようとする者は、国土交通省の定めるところにより、次の科目をすべて修得しなければならない。

授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工業数学	2	44			2							○
工業力学1	2		2									○
材料力学	2			2								○
機械動力学	2					2						○
機械製作法	2		2									○
機械製図	2				4							○
材料工学	2		2									○
流体工学	2				2							○
熱工学	2				2							○
電気工学	2				2							○
交通機械基礎実習	2		6									○
自動車構造論1	2			2								○
工業力学2	2			2								○
交通原動機学1	2					2						○
自動車技術論	2						2					○
自動車整備工学	2							2				○
自動車工学実習1	4				12							○※
自動車工学実習2	4					12						○※
自動車工学実習3	4							12				○※
合 計	44		44	12	6	24	16	2	14	0	0	

注)1. 履修について

- 自動車工学コースの者に限り、二級自動車整備士の受験資格を取得することができるものとし、上記一覧に示す二級自動車整備士の受験資格に必要な科目をすべて修得し、当該コースの卒業要件単位を満たさなければならない。
自動車工学コースを履修できる学年定員を1、2年次で各105名、3、4年次で編入学生を加えて各107名とする。
 - 上記一覧表に示す二級自動車整備士の受験資格に係る各科目は、定められた「週時間数」を開講し、講義科目で16回(定期試験を含む)以上、交通機械基礎実習及び機械製図は15回以上、自動車工学実習1、2及び3は、30回以上の授業を開講し、毎回に出欠を確認する。
なお、講義科目で13回(定期試験を含む)以上、交通機械基礎実習、機械製図は12回以上、自動車工学実習1、2及び3は、それぞれ24回以上で開講回数の8割以上を出席しなければ、単位を修得することができない。
 - 上記一覧表に示す二級自動車整備士の受験資格に係る各科目の毎回の授業における遅刻及び早退はそれぞれ開始後、終了前の15分間以内とし、その15分間を超えた場合、欠席とする。
1科目内での遅刻及び早退が3回をもって、1回の欠席とする。
 - 上記一覧表に示す二級自動車整備士の受験資格に係る各科目の補講について、担当教員の公的理由などにより休講となった場合、必ず、補講を実施する。なお、学生の公欠や病気などに伴う欠席についての補講は基本的に実施しない。
2. 自動車工学コースの卒業者に限り、国土交通省の定める二級自動車整備士養成施設での課程(認定大学)を修了した者として、『修了証明書』を発行する。
3. 備考欄中の○印は、自動車工学コースの卒業要件単位に算入される科目。
4. 備考欄中の※印は、自動車工学コース以外の者が、履修申請できない科目。